

監査の結果に関する報告に基づいて市長等が講じた措置の公表

通知内容

監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置について

第 1 定期監査

平成21年度定期監査結果報告（平成22年 3 月30日監査報告第 6 号）

【重点テーマ 1】債権管理

(1) 財産調査、折衝の不徹底（鶴見区、南区、緑区及び戸塚区）

[監査結果]

【指摘事項】

以下に掲げる債権の管理について、督促、催告、財産調査及び折衝に不適切な事例が見受けられたので、法令等に従い適切な管理を進められたい。

ア 国民健康保険料未納額の各区上位30件について、督促及び催告を行ってもなお納付に応じない滞納者に対して行っている差押え可能な財産の調査や納付促進のための滞納者との折衝についての記録等を確認したところ、次表のようなものが見受けられた。（鶴見区、南区、緑区及び戸塚区保険年金課）

	財産調査	折 衝
	平成20年度以降実績のないもの	2年行っていないもの
鶴見区	2件	4件
南区	1件	2件
緑区	0件	4件
戸塚区	12件	1件

※ 国民健康保険料の徴収権は、国民健康保険法第110条の定めにより 2 年で消滅（時効完成）し、その後は時効完成したものについて、徴収することができない。

イ 生活保護法第63条に基づく返還金及び第78条に基づく徴収金に関する債権について、督促等が行われていなかった。（南区保護課）

ウ 国民健康保険資格喪失後に国民健康保険被保険者証により受診し、保険給付を受けた場合は、保険者である本市が医療機関に支払った当該費用を不当利得として、元の被保険者に対して返還を求める必要がある。

そこで、返還請求事務についてみたところ、督促及び催告が行われていない事例が見受けられた。

(イ) 平成21年12月まで催告を行っていない。（緑区保険年金課）

[措置結果]

(鶴見区)

高額滞納者については、積極的に財産調査を行うとともに、早急に差押えを含めた納付折衝を行い納付につなげるよう、職員へ徹底しました。また、1か月に1度程度、健康福祉局とともに滞納整理の進捗状況を確認しています。

(南区)

ア 高額滞納者については、財産調査や処分を積極的に行うよう、滞納整理の進捗状況

について定期的に情報共有を行っており、健康福祉局職員が定期的に来庁指導する際も、これを基に職員指導を行っています。

イ 発行漏れなどのミスを防ぐため、督促状及び催告書の発行を電算化し、督促については平成22年4月分からは毎月発行するよう改めました。また、催告については平成23年1月に催告書を一齐送付しました。

(緑区)

ア 高額の滞納者等に対して、適時適切に財産調査や折衝ができるよう体制を整え、定期的に対応や処理の状況を確認しています。また、関係職員には研修等で徹底を図っています。

ウ(イ) 督促しても納付されないときは、要領に基づき催告を行うようにしています。

(戸塚区)

高額滞納者については、財産調査や滞納処分等を積極的に行うよう、滞納整理の進捗状況を確認しています。また、健康福祉局職員が定期的に来庁指導する際も、それらを基に職員指導を行っています。

また、滞納整理担当者のミーティングや、研修への参加を通して、滞納整理技術の向上や情報の共有化を図りました。

(2) 債権の管理ルールの不徹底（鶴見区、南区、緑区及び戸塚区）

[監査結果]

【指摘事項】

以下に掲げる債権の管理について、次のような不適切な事例が見受けられたので、適切に事務処理を行われたい。

ア 過年度に決定された生活保護債権を各区6件抽出してみたところ、「債権管理簿」及び「債権管理補助簿」について、調定額の記載漏れがあるなど、債権額等が容易に判断できない状況であった。（鶴見区、南区、緑区及び戸塚区保護課）

(様式略)

[措置結果]

(鶴見区)

「債権管理簿」及び「債権管理補助簿」の記載については、平成22年3月までに全件の記載の不備を修正しました。

債権管理マニュアルにのっとり適切な管理が行えるよう、担当職員に対し周知を行いました。

(南区)

平成22年3月に「債権管理簿」及び「債権管理補助簿」の記入方法について再確認し、ルールの徹底を図りました。

全ての「債権管理簿」及び「債権管理補助簿」について作成し直し、記載内容を整理しました。

(緑区)

「債権管理簿」の記載のルールを確認し、記載漏れを無くするための研修を実施しました。

また、「債権管理簿」の全件チェックを行い、修正を済ませました。

(戸塚区)

健康福祉局主催の研修(平成22年5月実施)や内部研修(平成22年6月実施)による管理ルールの再確認を行い、平成22年7月に「生活保護債権管理事務の手引」に定める債権管理簿作成方法に基づき、「債権管理簿」及び「債権管理補助簿」の全件確認を実施しました。

(3) 債権確定の遅延(鶴見区、南区及び戸塚区)

[監査結果]

【指摘事項】

ア 一時保管している現金等の債権額の確定について

「生活保護関連現金等取扱要領」に基づき一時保管している現金等については、やむを得ない場合を除き30日以内を保管期間としており、このうち保護費に戻入等すべきものは、直ちに戻入金額等を明らかにする必要がある。

そこで、戻入金額等の確定状況をみたところ、この保管期間内に市の債権額が確定されていない事例が見受けられた。

については、市の債権額を確定し早急に戻入処理等を行われたい。(鶴見区、南区及び戸塚区保護課)

イ 不当利得の返還請求について

国民健康保険資格喪失後に国民健康保険被保険者証により受診した者に対しては、保険者である本市が医療機関に支払った当該費用を不当利得として、返還を求める必要がある。

そこで、鶴見区の不当利得返還請求事務をみたところ、平成20年度処理分については、特段の理由無く事務処理が行われていない状態であった。

については、市の債権額を確定し早急に返還請求を行われたい。(鶴見区保険年金課)

[措置結果]

(鶴見区)

ア 平成22年7月までに、御指摘の案件については全て債権金額の確定及び債権回収を済ませました。

今後、事務作業の遅延を防止し適正な業務運営を図るよう、課内会議において職員に周知を行いました。

イ 平成22年8月までに返還請求事務を行い、返還請求の内容及び結果を不当利得返還請求収納処理簿に記録しました。再発防止の研修を行い、職員に周知を図りました。

(南区)

平成22年7月までに、一時保管している現金について遅滞なく債権の確定を行い、特段の事情があるものについては、「横浜市福祉保健センター生活保護関連現金等取扱要領」に定めるとおり、現金等一時保管管理簿の備考欄にその旨を記載するよう改善しました。

なお、債権確定後は、速やかに納入し預かりを解消しています。

(戸塚区)

平成22年6月に、再発防止のため研修を実施し、「横浜市福祉保健センター生活保護関連現金等取扱要領」に基づく事務処理の徹底を図りました。

また、平成22年7月までに債権額を確定し、戻入等の事務処理を完了しました。

(4) 時効による債権の消滅（鶴見区、緑区及び戸塚区）

[監査結果]

【指摘事項】

イ 国民健康保険料未納額の各区上位30件について債権管理の状況をみたところ、次のような事例が見受けられた。

(ア) 不動産を差押え済みであったが、その後滞納となった債権を追加で差押えせず、一部の債権が時効で消滅していた。（2件 973,370円）（鶴見区保険年金課）

(イ) 納付誓約等を取れなかったため、債権が時効で消滅していた。

（6件 4,055,660円）（鶴見区及び緑区保険年金課）

(ウ) 再度の納付誓約等を取れなかったため、債権が時効で消滅していた。

（1件 1,638,000円）（戸塚区保険年金課）

については、法令等にのっとり適切な管理を進められたい。

(用語解説略)

[措置結果]

(鶴見区)

不動産差押え案件については、半年に1回程度、担当職員を決めて収納対策システムにて履行確認を行い、必要に応じて追加の差押えをするよう徹底しました。また、分納をすることになった滞納者に対しては、納付誓約を必須とすることを徹底しました。

(緑区)

時効を迎える前に折衝又は滞納処分に至るよう、進行管理が可能な実施体制としました。

(戸塚区)

課内ミーティングなどにより、滞納のある被保険者の時効管理について、周知徹底を図りました。また、誓約した被保険者に対し、誓約書に基づいて職員がシステム端末で履行管理を行っています。

(5) 国民健康保険料及び同延滞金の減免処理の誤り（鶴見区、南区、緑区及び戸塚区）

[監査結果]

【指摘事項】

ア 国民健康保険料の減免を申請する者は、申請書に理由を証明する書類を添付し提出することとなっている。

そこで、国民健康保険料の減免に関する事務についてみたところ、次のような不適切な事例が見受けられた。

については、「横浜市国民健康保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱」に従って、適切に事務処理を行われたい。

(ア) 収入を証明する書類が添付されていなかった。(鶴見区、南区及び戸塚区保険年金課)

(イ) 給与収入の加算漏れ等、見込所得金額の算出誤りがあった。(鶴見区及び南区保険年金課)

(ウ) 申請理由が記載されていなかった。(鶴見区、南区及び戸塚区保険年金課)

イ 国民健康保険料の滞納により発生した延滞金の免除を受けようとする者は、国民健康保険料延滞金免除申請書を提出することとなっている。

そこで、国民健康保険料延滞金の減免に関する事務についてみたところ、次のような不適切な事例が見受けられた。

については、「国民健康保険料に係る延滞金の事務取扱要綱」の延滞金減免の基準を整備し、それに沿って適切に事務処理を行われたい。

(ア) 区長が必要と認める場合として減免していたが、適用する根拠の確認ができなかった。(南区、緑区及び戸塚区保険年金課)

(イ) 延滞金が払えない状況の確認を行わず申請者の申請どおり減免していた。(南区、緑区及び戸塚区保険年金課)

[措置結果]

(鶴見区)

減免手続に誤りがあった案件4件の内、既に時効を迎えていた案件、欠損となっていた案件を除く2件について、本人から通帳の写し等を徴し収入状況の確認をとった上で、減免額補正の手続を行いました。また、「横浜市国民健康保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱」に基づき適正な執行を図るよう、係内ミーティングにおいて職員への周知を行いました。なお、減免の適切な処理を図るため、健康福祉局と区によるプロジェクトで検討を行い、運用の見直しを行いました。

(南区)

ア 指摘を受けた減免処理については、根拠書類を改めて確認し、見込所得金額を算定した結果、見直す必要のあるものについては、減免額の修正及び取消しを行いました。

なお、減免事務のより円滑な運用を図るため、健康福祉局と区によるプロジェクト会議で検討を行い、3月に減免マニュアルの改訂を行いました。

イ 延滞金減免については、基準を整備するために、健康福祉局が事務取扱要綱を改正しました。

また、保険料及び延滞金の減免については、職場内研修により、適切な事務処理を行うよう徹底を図ります。

(緑区)

延滞金の減免について、要綱を改正して基準を整備したので、これに沿って状況確認を行った上で処理するよう徹底を図っています。

(戸塚区)

ア 指摘を受けた減免処理については、要綱に基づいた書式、根拠書類を改めて確認し、これに基づき適切な事務処理を行うよう、職場内で徹底を図りました。

イ 延滞金減免については、適用基準を整備するために、健康福祉局が事務取扱要綱を

改正しました。これに基づき適切な事務処理を行うよう、職場内で周知徹底を図りました。

【重点テーマ2】土地（公有財産）管理

(1) 無許可の占有など行政財産の不適正な管理（市民活力推進局、交通局、鶴見区及び緑区）

[監査結果]

【指摘事項】

各局区の所管する土地等の管理状況をみたところ、行政財産の管理について不適正なものが見受けられた。

については、個別に精査し、必要な手続を行うなど適正な財産管理を行われたい。

ア 公園等に許可なく防災倉庫等が設置されていた。

(ア) 鶴見区潮田仲通公園ほか6公園に設置されていた防災倉庫や公園愛護会倉庫について許可等を怠っていた。

そのほか、鶴見区寛政町公園ほか2公園に設置が認められない自治会・町内会倉庫が設置されていた。（鶴見区、緑区）

(イ) 神奈川区の「反町子どもの遊び場」ほか1か所に設置されていた自治会・町内会倉庫等について許可等を怠っていた。（市民活力推進局地域施設課）

イ 神奈川区の「反町子どもの遊び場」において、境界が確定されていなかった。（市民活力推進局地域施設課）

ウ 使用許可を行っている土地を指定用途以外に使用するなど、許可内容とは異なる使用状況が認められた。

(ア) 駐車場等として使用許可を行っている、中区錦町ほか2か所の土地に自動販売機が設置されていた。（交通局統括営業課）

(イ) 緊急車両一時停車敷として使用許可を行っている都筑区川和町の土地に駐輪場及びゴミ箱が設置されていた。（交通局統括営業課）

（写真等略）

[措置結果]

（市民局）

ア(イ) 指摘のあった2箇所の「子どもの遊び場」について、設置している自治会・町内会へ行政財産目的外使用許可を行いました。

イ 「反町子どもの遊び場」の境界については、測量が完了し境界確定へ向け近隣住民と交渉を行っています。

（交通局）

都筑区川和町及び港北区新羽町の土地について、平成22年12月に行政財産目的外使用変更許可を行い、適切な使用許可に改めました。

（鶴見区）

潮田仲通公園ほか2公園の各倉庫については、公園愛護会倉庫及び防災倉庫として、公園施設設置許可をしました。また、寛政町公園ほか1公園の町内会倉庫については、撤去を確認しました。

(緑区)

指摘物件については平成22年7月末に撤去済みです。

また、公園愛護会倉庫として緑土木事務所で新設致しました。

(2) 普通財産の貸付契約の内容と異なる使用実態（行政運営調整局及び港湾局）

[監査結果]

【指摘事項】

各局区の所管する土地等の管理状況をみたところ、有料自動車駐車場等として貸付契約を締結している中区山下町ほか5か所の土地に、契約書に明記されていない自動販売機が設置されるなど、契約内容と異なる使用をされているものがあった。

については、貸付契約の内容と現況が異なっているものについて個別に精査し、契約内容と整合するよう、適正な財産管理を行われたい。（行政運営調整局財産管理課及び港湾局港湾経営課）

(写真略)

[措置結果]

(総務局)

指摘を受けました土地につきましては、平成22年8月までに、契約内容と利用実態が整合するよう、手続を完了しました。

「公有財産賃貸借契約書」第3条（使用目的）に、「飲料水自動販売機設置」という文言を追加しました。

(港湾局)

指摘を受けました土地につきましては、平成22年8月までに、契約内容と利用実態が整合するよう、手続を完了しました。

自動販売機設置業者の土地使用について申請を受理し、承認を行いました。（「公有財産賃貸借契約書」第11条によります。）

(4) 行政財産使用料等の徴収に関する不適切な事務処理（経済観光局、港湾局及び交通局）

[監査結果]

【指摘事項】

行政財産の使用許可に伴う使用料等の徴収状況についてみたところ、次のような事例が見受けられた。

については、適切な取扱いとなるよう改められたい。

ア 中央卸売市場本場の福利厚生施設として設置されている体育館及び屋上テニスコートについて、規則では、継続利用を前提とした月額料金で使用料が設定されているが、個人的・一時的な利用に対応するために、光熱水費相当額等に基づく実費相当分を「利用料」として徴収していた。（経済観光局運営調整課）

イ 行政財産の目的外使用許可に際し発行した使用料の納入通知書について、納期限が定められていないものがあった。これらは、監査を実施した時点では入金されておらず、納期限が指定されていないため、時効の起算点の特定や延滞金の算定ができない状況であった。（交通局統括営業課）

ウ 平成14年4月から平成17年2月までの間、許可なく使用されていた出田町ふ頭内のふ頭用地について、使用者から誓約書を徴収し、この間の使用料相当額について毎月分納させていたが、平成19年11月の納入通知書発行分以後の支払が滞っていたにもかかわらず、督促等の債権保全に必要な措置を講じていなかった。（港湾局北部管理課）

[措置結果]

(経済観光局)

平成22年3月をもって、実費相当による個人的、一時的な施設の利用を中止しました。

(港湾局)

平成21年12月に分納が滞っていた平成19年11月～平成21年10月の納入通知書発行分と残額について文書による支払督促を行いました。

督促後一部支払がありましたが、その後支払が滞っているため口頭及び文書による催告をいたしました。

なお、今後支払が無い場合は、法的措置を含めた対応を検討していきます。

(交通局)

行政財産の目的外使用者へ督促を行い、その後、入金を確認しました。

また、納入通知書への納期限の記載については、改めて通知文により、局内への周知徹底を図りました。

(6) 公有財産登記に向けた国との協議の未了（港湾局）

[監査結果]

【指摘事項】

八景島は、昭和60年4月に埋立がしゅん工し、中央部の国道357号用地を平成元年に国に引き渡しており、その他の部分は本市の所有となっている。

しかし、国に引き渡した面積と国道しゅん工後の測量面積に差異が生じており、その整合を図るために国と協議を行っているが、協議が未了のままである。

そのために、平成18年3月には、八景島全体の表示登記を行っているが、所有権保存登記等ができずに現在に至っている。

については、今後、所有権に関する登記の前提となる国との協議を早急に進められたい。（港湾局資産活用課）

[措置結果]

国と事実確認及び解決策について、協議の場を設定し、検討を行ってきました。

その協議の結果、横浜市から国道として国へ引き渡した面積は、平成元年の面積であることを国と合意しました。

なお、八景島全体の所有権保存登記については、平成22年10月22日に完了しました。

(7) 消費税等に係る課税売上の計上漏れ（交通局）

[監査結果]

【指摘事項】

消費税法及び消費税法施行令において、土地の貸付期間が1か月に満たない場合は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）が課税されることとなっている。

そこで、交通局における平成20年度の使用許可期間が1か月に満たない土地の使用料収入についてみたところ、消費税等の申告上これを課税売上として計上していなかったものが認められた。

については、消費税等の申告につき適正な事務処理を行われたい。（交通局統括営業課）

[措置結果]

土地の賃貸借に係る消費税の取扱いについて、通知文により局内への周知徹底を図りました。

また、平成22年12月に当該案件の消費税に係る修正申告を行いました。

【重点テーマ3】現金管理

(1) 必要な処理がなされずに保管されていた現金（まちづくり調整局、病院経営局及び鶴見区）

[監査結果]

【指摘事項】

監査対象の各局区についてみたところ、次のような状況が見受けられた。

については、規則等に基づいた適正な現金処理を行うよう改め、また、再発防止の対策を講じられたい。

ア 歳入歳出外現金の管理について

所得税法では、アルバイト賃金などを支払う際には、相手方へは、所得税額を差し引いた額を支払い、所得税の納付は、支払者が行うこととしているが、本市では、このように一時的に預かる必要のある現金を、歳入歳出外現金（以下「歳計外現金」という。）として、公金とは区別して管理している。

そこで、鶴見区の歳計外現金の事務処理状況を確認したところ、源泉徴収した所得税として預かっているもののうち 353,299円について、処理していなかった。（鶴見区総務課及び区会計室）

イ 郵送された現金の処理について

まちづくり調整局が行う市営住宅事業についてみたところ、市営住宅入居者から郵送された滞納分の使用料（3万円程度）を処理せずに保管していた。（まちづくり調整局住宅管理課） **【一部改善済み】**

【対象所属が行った改善内容】

まちづくり調整局では、処理せずに保管していた現金について、市営住宅使用料として適正な収入手続を行った。

ウ 前渡金管理者口座及び職員給与口座の現金管理について

(ア) 前渡金管理者口座の現金管理状況

受領していた通勤災害の休業補償金等について、先に支給していた給与との相殺処理を行わずに口座に留めていた。

なお、合計 1,017,778円のうち、924,776円は、給与の過払い分であり、差額金

93,002円は、職員へ支給すべきものだった。

(イ) 職員給与口座の現金管理状況

口座振替で支給する職員給与等について、振込先相違により送金できなかったものなどを一時保管する目的で各局区が保有している口座（職員給与口座）に、未処理のもの（3,896,537円）があった。

なお、監査日時点では、平成17年度入金分（2,592,227円）については、調査中であり詳細未確定、平成20年度入金分（1,304,310円）については、給与等戻入分（1,261,468円）および、退職者へ支給（42,842円）すべきものだった。（病院経営局人事課）

[措置結果]

(建築局)

平成22年4月、入居者から建築局住宅管理課に現金が郵送された場合の処理方法を定めた事務処理要領を制定し、適正な事務処理に改めました。

(病院経営局)

平成22年10月時点で、前渡金管理者口座の1,017,778円及び職員給与口座の3,896,537円の全てについて、公金に戻す、職員へ支給するなどの必要な処理が完了しています。

(鶴見区)

353,299円については、平成19年度以降の帳票等を調査しましたが、該当がありませんでした。平成18年度以前の帳票等は保存年限が経過し廃棄されており、これ以上の調査は困難です。

そこで、所得税徴収権の消滅時効の到来をもって、雑入として処理します。

再発防止策については、既に、毎月、社会保険料・所得税控除額等について、文書等により総務課・関係課で相互に確認を行い、誤りをすぐに是正するよう対応しています。

(2) 不適切な現金領収事務（まちづくり調整局）

[監査結果]

【指摘事項】

証紙発売など指定された業務では、金銭登録機（以下「レジスター」という。）を使用した現金の領収が認められており、故障等によりレジスターが使用できない場合は、会計管理者と協議して、定められた方法により処理することになっている。

そこで、まちづくり調整局が行っている証紙発売の現金出納事務についてみたところ、次のような状況が見受けられた。

ア 領収書の控えを規則で定められた5年間保存していないものがあった。

イ レジスターの故障により領収書の控えを作成していなかった。

なお、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」等では、受領した現金について、金融機関の閉店までに入金しなければならないとされているが、まちづくり調整局では、翌日に日計処理や金融機関への入金を行っていた。

については、規則等にのっとり領収書の控えを保存するとともに、入金手続など現金出

納事務の手順について関係局と調整のうえ、改められたい。（まちづくり調整局情報相談課）

[措置結果]

(建築局)

領収書の控えを規則で定められた5年間保存することを徹底しました。

新たにレジスターを購入し、平成22年2月から領収書の控えを5年間保存することとしています。

会計室と調整して、当日中に日計処理を行うとともに、入金方法については、現金が高額であるため、職員の安全性を配慮し、警備輸送会社への業務委託を実施することにしました。

(5) 公金外現金の不十分な管理（病院経営局、鶴見区及び南区）

[監査結果]

【指摘事項】

公金外現金の管理状況についてみたところ、次のような事例が見受けられた。

については、要領等に基づき適正に公金外現金を管理するよう改められたい。

ア 預り金の管理について

(ア) 入院患者からの預り金について、既に退院した患者からの預り金を一部返却せず（50,000円）、そのまま金庫に保管していた。

また、各入院患者から預かった通帳と印鑑を一緒に保管していた。（病院経営局 脳血管医療センター）

イ 貸付金の管理について

鶴見区保護課では、生活保護認定見込み者に対して、保護費支給までの期間の生活費貸付などを小口貸付金事業として公金外現金（鶴見区民生委員児童委員協議会の特別会計）で取り扱っている。

そこで、当該事業の現金日計処理についてみたところ、日計処理を行っていない日や帳簿上の残額と現金残額が一致しないまま処理した期間（平成21年5月12日から平成21年5月21日まで）があった。（鶴見区保護課）

ウ 預かった事情が確認できない現金について

「横浜市福祉保健センター生活保護関連現金等取扱要領」に基づき一時保管していた現金等について、

(ア) 平成14年度以前から預かっているもの7件（916,158円）についてみたところ、5件（577,930円）については、預かった事情が確認できなかった。

また、2件（338,228円）については、預り依頼書が保管されていなかった。（南区保護課）

[措置結果]

(病院経営局)

再発防止策として、次のとおり行いました。

- ・ 預り金返却時における出納帳の確認などの事務取扱の関係職員への周知徹底
- ・ 出納帳と預り金との金額照合を定期的を実施

また、通帳と印鑑は別々に保管するように改めました。

(鶴見区)

御指摘いただいた日付以降は不適切と思われる現金管理は一切ないことを確認し、以後現金管理に不備があれば直ちに上司に報告するよう徹底しました。

なお、平成22年4月以降毎月1回、保護担当係長と共同で保護運営係長が実際の現金と帳簿との照合を行うこととしました。

(南区)

預かった事情が確認できない現金について、今後の処理方針を関係局と調整のうえ決定しました。また、経緯不明の預り金が発生しないよう、関係書類の管理方法を見直し、周知しました。

【重点テーマ4】検査確認（委託）

(1) 委託業務の完了検査の未実施（開港150周年・創造都市事業本部、都市経営局、市民活力推進局、健康福祉局、資源循環局、病院経営局及び戸塚区）

[監査結果]

【指摘事項】

各局区の委託業務をみたところ、物品役務完了検査調書を作成していたが実際には完了検査を行っていなかったものや、完了検査が必要なことを認識していなかったものが見受けられた。

については、業務の履行確認のための手段であることを十分に認識した上で、規則等にとり必ず完了検査を実施されたい。また、相互チェック等内部点検の強化についても検討されたい。

ア 物品役務完了検査調書には検査方法が記載されていたが、実際は検査を行っていなかった。

(ア) 平成20年度の随意委託契約を抽出してみたところ、22件の契約について、物品役務完了検査調書では現地立会いにより完了検査を行ったことになっていたが、実際は実施していなかった。

なお、このうち、

a 「日野公園墓地除草清掃委託」については、履行確認のために仕様書で定めた施工個所の写真の提出もなかった。

b 「日野公園墓地ゴミコンテナ改修業務委託」については、契約内容と履行内容が異なっていた。（健康福祉局環境施設課）

(イ) 「横浜市みなとみらい21・クリーンセンタービル管理運営委託」について、仕様書で履行確認の方法を定めていなかった。また、物品役務完了検査調書では現地立会いにより完了検査を行ったことになっていたが、実際は実施していなかった。

（資源循環局総務課）

イ 契約締結とともに委託料を支払ったため、精算時や業務終了後に完了検査が必要であるとの認識がなかった。

(ア) 支払方法を概算払として契約したが、精算時に完了検査が必要であるとの認識がなかった。

- a 「横浜国際協力センター管理業務委託」 (都市経営局国際政策課)
 - b 「横浜みなとみらいホール加圧給水装置修繕業務」ほか1件 (市民活力推進局文化振興課)
 - c 「市民病院西病棟改修工事等に伴う実施設計業務」ほか1件 (病院経営局市民病院総務課)
- (イ) 支払方法を前金払として契約したが、業務終了後に完了検査が必要であるとの認識がなかった。
- a 「横浜トリエンナーレ2008に係る関連業務等企画運營業務委託」 (開港150周年・創造都市事業本部創造都市推進課)
 - b 「超高齢社会を迎える郊外住宅地問題の諸相と地域政策のあり方調査 その2」 (都市経営局調査・広域行政課)
 - c 「横浜市芸術文化教育プログラム推進事業 (子ども向けプログラム)」ほか4件 (市民活力推進局文化振興課及びスポーツ振興課)
 - d 「衛生改善事業委託」ほか6件 (健康福祉局保護課援護対策担当、障害企画課及び障害福祉課)
 - e 「戸塚区育児支援センター園事業委託業務」 (戸塚区こども家庭支援課)

[措置結果]

(A P E C ・ 創造都市事業本部)

指摘後の平成22年3月に、改めて完了検査調書を作成し保管するとともに、再発防止のため課内の会議等を通じて職員への周知徹底を図りました。

また、委託契約事務が公正かつ確実に行われるよう、都市経営局に対して検査の実施報告を行うなど、内部点検を強化しました。

(都市経営局)

検査を行い、検査調書を作成しました。また、経理担当課が各課に対して研修を行い、各課が自主点検を行いました。委託契約の検査におけるチェックリストを作成しました。

(市民局)

イ(ア) 再発防止のため、支払方法を概算払とする委託契約について、精算時に完了検査調書の作成を徹底するよう、課内で周知しました。

イ(イ) 再発防止のため、支払方法を前金払とする委託契約について、完了検査調書の作成を徹底するよう、課内で周知しました。

なお、市民局内における委託契約の内部点検を10月29日から11月11日に実施しました。

(健康福祉局)

履行場所での適正な検査確認ができるよう、出先事務所の職員を検査員に任命し検査体制を整えました。

履行確認については、仕様書において報告書へ成果物や完了写真の添付を受託者に義務付けるとともに、課内経理担当が委託発注時に仕様書に確実に記載するよう周知を図りました。

なお、健康福祉局では、平成22年4月に総務課長名で契約の正しい手続についての通

知が出されており、その通知に基づき、朝ミーティング等の機会を通じ、手続の再確認を行いました。

(資源循環局)

みなとみらい21・クリーンセンタービルの管理運営委託契約については、平成22年度契約より、仕様書の中に委託業務内容の各業務について、業務完了後、速やかに報告書の提出を明記しました。

また、委託業務の検査の適正な履行確認を図るため、各職場で朝のミーティングや打合せ等で検査業務について研修するとともに、局経理係が主導して経理事務の自己点検用シート「資源循環局チェックDEミーオ」を発行し、相互チェックを含めた内部点検を強化しました。

(病院経営局)

職員に対して検査事務研修を実施し、その中で今回の事例も交えながら、概算払の契約においても、精算時に完了検査調書を作成する必要がある旨の周知徹底を図りました。

概算払の契約について、担当課と経理担当において電子掲示板で契約の経過状況を共有することにより、相互チェックを行う対応を取っております。

(戸塚区)

完了検査の徹底に向け、平成22年8月16日に区の経理研修を担当者が受講し他の職員にも周知しました。

また、総務課作成の戸塚区経理関係マニュアルに、前金払等の場合も検査調書を作成する必要がある旨を加え、課で使用している「伺・支出命令書等のチェックポイント」に、前金払の検査調書に関する項目を追加し、内部点検を強化しました。

(2) 委託業務の完了検査等の不徹底（都市経営局、市民活力推進局、健康福祉局、資源循環局及び都市整備局）

[監査結果]

【指摘事項】

各局区の委託業務をみたところ、検査を十分に行っていなかったものや、業務が完了していないのに履行済みとして完了検査を行っているものがあった。

については、形式的に検査を実施することなく、適正な完了検査等を実施されたい。また、相互チェック等内部点検の強化についても検討されたい。

ア 「都市ブランド戦略策定業務委託」をみたところ、仕様書どおり履行されたものとして物品役務完了検査調書を作成していたが、委託業務の一部であった市民の意見収集について、報告書の記載が不十分であった。(都市経営局政策課)

イ 「「広報よこはま」等運送委託」をみたところ、北部エリアの平成20年6月から9月分の配送について、委託業者から提出された「配布完了報告書」の配送箇所数に誤りがあったが、十分に確認せずに物品役務部分検査調書を作成し、誤った委託料を支払っていた。

また、平成20年7月から11月分について、履行確認に必要な配送完了報告書の提出以前に物品役務部分検査調書を作成していた。(市民活力推進局広報課) 【一部改善

済み】

【対象所属が行った改善内容】

市民活力推進局では、委託業者から過払い分の返金を受けた。また、再発防止に向けた研修等を実施した。

ウ 「「ぜん息児水泳教室」開催業務委託」をみたところ、仕様書どおり履行されたものとして物品役務完了検査調書を作成していたが、提出された実施報告書では契約で定められた看護師人数、水泳指導員人数を満たしていなかった。（健康福祉局保健事業課）

エ 「店頭回収量の実態及び将来推計に関する調査委託」をみたところ、物品役務完了検査調書では完了年月日が平成21年3月31日となっていたが、報告書の中に平成21年4月1日以降に作成されたことを示す資料が含まれていた。（資源循環局資源政策課）

オ 「戸塚駅前地区中央土地区画整理事業仮設事務所内装撤去業務委託」をみたところ、物品役務完了検査調書では、検査方法を書類による検査としていたが、その書類からは内装の撤去作業が行われたことを確認できなかった。（都市整備局戸塚中央区画整理事務所）

（様式略）

[措置結果]

（都市経営局）

委託業者から十分な内容の報告書を提出させました。また、経理担当課が各課に対して研修を行い、各課が自主点検を行いました。委託契約の検査におけるチェックリストを作成しました。

（市民局）

市民局内における委託契約の内部点検を10月29日から11月11日に実施しました。

（健康福祉局）

検査員が仕様書により事業内容について把握したうえで実施報告書の確認を行うこととし、業務実施報告書の内容を検査員が点検・確認しやすいように報告書の書式を改正するなど、適正な検査確認ができるよう部内相互の確認体制を整えました。

また、平成22年度は事業規模に則した適正な仕様書を作成しています。

（資源循環局）

今回の事例を全職員で共有し、適正な進行管理に努めて、契約内容遵守の徹底を図りました。

また、委託業務の検査の適正な履行確認を図るため、各職場で朝のミーティングや打合せ等で検査業務について研修するとともに、局経理係が主導して経理事務の自己点検用シート「資源循環局チェックDEミーオ」を発行し、相互チェックを含めた内部点検を強化しました。

（都市整備局）

所管課においては、担当者全員への説明及び横浜市契約規則や検査規程の再確認、改善策や内部点検の強化に向けた意見交換を行いました。また、完了時においては、必要に応じて、写真などの客観的に判断できる記録を残すように徹底しました。

総務課では、局内全課を対象に経理研修を開催し、その中で本件について例示し、委託の内容に合わせ適切な検査を行うよう周知しました。

【重点テーマ6】検査確認（工事）

(4) 不適切な随意契約の範囲（環境創造局及び水道局）

[監査結果]

【指摘事項】

環境創造局及び水道局が発注した工事及び委託において、競争入札で発注することが適切なものを含めて随意契約で発注している事例が見受けられた。

については、地方自治法施行令に基づき、適正な工事及び委託範囲で発注するよう改められたい。

イ 空調設備保守点検業務委託では、競争入札で実施すべき空気調和機器の点検及び蓄熱槽清掃を、随意契約が必要な熱源機器の点検と合わせて発注していた。（環境創造局栄第二水再生センター）【一部改善済み】

ウ 電気設備等点検委託では、随意契約が必要な工業計器点検と競争入札で実施すべき受変電設備年次点検とを合わせて発注していた。（水道局川井浄水場）【一部改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

環境創造局及び水道局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を、平成22年3月までに関係各課で実施した。

[措置結果]

(環境創造局)

委託内容を随意契約と競争入札で実施すべき範囲に分割し、適正な委託範囲で発注するよう改めました。

なお、平成22年度の空調設備保守点検業務委託の実施に当たっては、既に随意契約と競争入札で実施すべき範囲に分割し発注しています。

(水道局)

競争入札で実施すべき受変電設備年次点検については、平成22年度から競争入札による発注に改めました。

第2 財政援助団体等監査

1 平成20年度第1回財政援助団体等監査結果報告（平成21年1月13日監査報告第4号）

(2) 収入事務

ア 賃貸借契約の締結及び賃料の徴収について《団体に対するもの》

(財政援助団体：財団法人横浜市芸術文化振興財団)

(所管事業本部：開港150周年・創造都市事業本部)

[監査結果]

【指摘事項】

新たな芸術・文化など創造的活動の拠点施設として平成18年6月に中区日本大通にオープンしたZAIM（ザイム）は、財団法人横浜市芸術文化振興財団が管理運営しており、施設の一部を継続的な創造活動拠点として利用する団体（以下「活動拠点設置団体」という。）と1年間の賃貸借契約を結び提供している。

平成20年度は、応募のあった36団体の中から新たに11団体を活動拠点設置団体として決定し、前年度からの継続利用団体と合わせ33団体が利用して、アーティスト、クリエイター等が創造活動の拠点としている。

しかし、利用している団体のうち19団体と賃貸借契約が未締結であり、また、27団体で賃料の滞納も見受けられた。

については、早急に各団体と賃貸借契約を結ぶとともに、賃料の徴収に努められたい。

[措置結果]

横浜市芸術文化振興財団より、契約未締結であった全ての団体と平成21年4月に契約完了し、賃料についても、1団体を除く全ての団体からの支払完了の報告を受けました。残る1団体について、再三の請求・督促を行いました。

（所管事業本部：APEC・創造都市事業本部）

2 平成20年度第2回財政援助団体等監査結果報告（平成21年4月20日監査報告第2号）

(1) 計画修繕引当金計上方法の見直しについて 《団体に対するもの》

（出資団体：横浜市住宅供給公社）

（所管局：まちづくり調整局）

[監査結果]

【指導事項】

計画修繕引当金は、「横浜市住宅供給公社経理規程」等に基づき、「将来の一定期間内に計画的に実施する修繕工事に要する費用の総額（計画総額）を基礎として計上する」ものとされており、平成37年度までの修繕計画（総額約26億円）が平成17年度に策定されている。

そこで、平成19年度までの3年間の修繕実績をみたところ、計画では修繕総額の12%を実施するとしていたが、実績は修繕総額の5%と、予定と実績との間にかい離が生じていた。

については、修繕計画を検討し、それに合わせた計画修繕引当金の計上を行われたい。

（グラフ略）

[措置結果]

住宅計画課は、横浜市住宅供給公社に対して、修繕計画を検討し、それに合わせた計画修繕引当金の計上を行うよう指導しました。

これを受けて公社では、平成21年度より修繕計画の見直しを行い、平成22年度には、9月末日付けで、見直した修繕計画に基づき計画修繕引当金の計上を行いました。

（所管局：建築局）

3 平成21年度財政援助団体等監査結果報告（平成22年3月30日監査報告第6号）

適切な施設管理

(1) 物品管理の不備と「商品テスト・実習室」の低調な利用

《団体及び所管局に対するもの》

[監査結果]

【指摘事項】

横浜市消費生活総合センターの延べ床面積（925.86㎡）の14.5パーセントを占めている「商品テスト・実習室」は、苦情相談に伴うテストのほか、簡易テスト教室等を通じて啓発を行うための施設である。また、同施設には指定管理者である財団法人横浜市消費者協会保有の26種類（取得価額 7,555,500円）の理化学機器と24種類の試薬がある。

「商品テスト・実習室」の利用状況は、平成20年度1年間で、苦情相談に伴うテストは17件の利用（受付件数47件）、啓発に関する教室の開催回数は7回（開催日数5日）だった。また、共同商品テストは、3回実施し準備や検証を含め使用した日数は9日だった。

また、平成19年度に専門職員が退職した後、専門職員が配置されていないことも一因と考えられるが、平成20年度中には、理化学機器は顕微鏡のみの使用（上記の苦情相談に伴うテスト）で、試薬については、亜硝酸テスター、消毒アルコール及びクエン酸のみ使用（上記の啓発に関する教室）し、大半の理化学機器と試薬は活用されていなかった。

理化学機器と試薬の管理状態については、理化学機器の定期的な点検が行われておらず、試薬についても管理簿は平成19年度から更新されていなかった。

については、指定管理者は理化学機器及び試薬について適切な管理を行われたい。経済観光局は次期の指定管理者選定までに、「商品テスト・実習室」の運営のあり方を検討されたい。（財団法人横浜市消費者協会及び経済観光局消費経済課）

（写真略）

[措置結果]

（財団法人横浜市消費者協会）

財団法人横浜市消費者協会は、平成22年3月2日、什器及び薬品管理簿について更新済みです。また「理化学機器及び薬品管理要領」を作成し、適切な管理を行っております。

（経済観光局）

消費経済課では、「商品テスト・実習室」の運営方針及び業務の基準について、「横浜市消費生活総合センター 指定管理者業務の基準」に明記し、平成22年9月30日付けで指定管理者選定を実施しました。

(2) 物品の不適切な管理《所管局に対するもの》

[監査結果]

【指摘事項】

公の施設の指定管理者等が保管・使用している市所有物品の管理についてみたところ

ろ、物品管理簿の記載等に次のような不備があった。物品の実態掌握や点検を容易に行うことができるよう、物品管理簿に適切に記載し、管理を行われたい。

ア 横浜市野島青少年研修センター（指定管理者：財団法人横浜市青少年育成協会）で、平成10年4月から平成18年3月までの間、物品の増減があったにもかかわらず、市の物品管理簿に記載がなかった。（こども青少年局青少年育成課）

[措置結果]

こども青少年局青少年育成課は、横浜市野島青少年研修センターの物品管理簿の照合・点検及び実態の掌握をし、平成22年2月12日に記載を行いました。

(3) 不明確な営業料の積算〈団体に対するもの〉

[監査結果]

【指摘事項】

こども青少年局は、横浜市野島青少年研修センターの指定管理者である財団法人横浜市青少年育成協会に対して売店と飲料自動販売機設置場所に係る目的外使用許可を行い、同協会は、売店業務と飲料自動販売機設置を併せて第三者に営業の委託をすることで収益を上げている。

そこで当該委託の内容について確認したところ、本市からの目的外使用料の30パーセント増しの金額を「営業料」として納めさせることとしているが、その積算根拠は明らかでなかった。

については、売店と飲料自動販売機の収支を考慮するなどにより適切な営業料を積算し、委託契約を締結されたい。（財団法人横浜市青少年育成協会）

（所管局：こども青少年局）

（図略）

[措置結果]

財団法人横浜市青少年育成協会は、平成22年度の委託契約（平成22年4月1日締結）から、自販機や売店の営業料の30パーセント増し部分の徴収を廃止しました。

(4) 不明確な使用料の減免率〈所管局に対するもの〉

[監査結果]

【指摘事項】

公の施設の目的外使用等に係る使用料の減免についてみたところ、次のように減免率の具体的な積算基準や根拠が明らかでないものがあったので、収益性も考慮するなど積算基準や根拠を明確化した上で、適切な減免率を決定されたい。

ア 環境創造局は、財団法人横浜市臨海環境保全事業団に海の公園及び長浜公園駐車場の設置許可・管理許可を行う際に、次の減免率を適用している。

減免率の算定は毎年経伺しているが、駐車場関連許可については減免率決定理由が「財団の経営状況を勘案」のみであり、具体的な積算基準や根拠が明らかとなっていない。なお減免率は結果として平成15年度から同率となっている。

駐車場関連許可以外の減免についても適正性を併せて検討されたい。（環境創造局公園緑地管理課）

減免率（平成20年度）

	対象物件	減免率	減免理由	減免前使用料	減免後使用料
設置許可	収益事業に係るもの	0%		466,272円	466,272円
	収益事業のうち、減免を行うもの				
	季節売店	50%	営業期間が半年（4～9月）	221,760円	110,880円
	バーベキュー卓	50%	本来、市が設置すべき物件	621,000円	310,500円
	プレハブ倉庫	50%	収益事業を直接行わない部分	62,496円	31,248円
	駐車場料金精算機等	75%	財団の経営状況を勘案	7,200円	1,800円
管理許可	収益事業にかかわらないもの	100%		39,967,200円	0円
	収益事業に係るもの	50%		11,510,400円	5,755,200円
	収益事業中、減免率の異なるもの				
	海とのふれあいセンター売店	75%	財団の経営状況を勘案 閑散期も営業	1,354,080円	338,520円
	駐車場（4か所）	75%	財団の経営状況を勘案	89,171,520円	22,292,880円
合計額				143,381,928円	29,307,300円

〔措置結果〕

平成22年度から、財団法人横浜市臨海環境保全事業団が管理・運営する駐車場について、他の公園駐車場の取扱いに準拠して使用料を決定し、その他の施設については、新たに減免の取扱いを整理し、使用料を徴収することとしました。

リスクに対応した適正経理（金銭管理）

(1) 利用料金等の簿外処理と現金預金の不適切な管理《団体に対するもの》

〔監査結果〕

【指摘事項】

現金預金管理についてはミスや不正などのリスクが高いことから、地区センターの取引については総勘定元帳に記載し経理処理を行い、保管現金についても複数部門でチェックを行うなど、リスク管理体制を整備する必要がある。

しかし、次のように現金預金を総勘定元帳に記載せず簿外処理していた事例があったので、簿外処理を解消し内部チェック体制を整備するよう改められたい。（特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会、南区区民利用施設協会、緑区区民利用施設協会及び戸塚区区民利用施設協会）

（所管区：鶴見区、南区、緑区、戸塚区）

ア 会議室等利用料金のうち、前受金処理すべきもの（平成20年度に現金領収した、平成21年度に会議室等を利用するための料金）

施設名	簿外処理額	備考
横浜市末吉地区センター	119,960円	(注1)
横浜市潮田地区センター	170,540円	(注1)
横浜市大岡地区センター	185,350円	最大1か月現金保管(注1)
横浜市永田地区センター	79,380円	最大1か月現金保管(注1)
横浜市白山地区センター	381,940円	(注2)
横浜市中山地区センター	616,000円	(注2)

(注1) 領収した現金は平成21年度期首に料金収入として計上

(注2) 領収した現金は施設利用月に料金収入として計上

イ 自主事業に係る参加費収入及び自主事業支出（平成20年度）

施設名	簿外処理額	備考
横浜市白山地区センター	1,065,400円	支出するまでの間、銀行預金せず現金保管（注3）
横浜市中心地区センター	491,300円	（注3）

ウ 講師謝金に係る源泉徴収所得税預り金（平成20年度）

施設名	簿外処理額	備考
横浜市大岡地区センター	70,000円	（注3）
横浜市永田地区センター	62,970円	（注3）
横浜市戸塚地区センター	98,024円	（注3）
横浜市舞岡地区センター	67,510円	（注3）

エ その他（平成20年度）

施設名	内容	簿外処理額	備考
横浜市戸塚地区センター	戸塚区から販売依頼されたチケット売上に係る預り金	127,170円	（注3）
横浜市戸塚地区センター	他団体との共催事業に係る参加者からの預り金	126,100円	（注3）
横浜市中心地区センター	カラオケ使用の情報料等に係る利用者からの預り金	135,107円	（注3）

（注3）領収した現金は外部に支払われるまで一切総勘定元帳に計上されない

[措置結果]

（特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会）

特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会は、翌年度分の利用料金の処理については前受金勘定を設けるよう事務処理を見直し、その内容を徹底するため、平成22年3月1日付け、協会事務局長名で同協会内各施設長宛通知を行いました。

（平成22年3月8日同内容を報告済み）

（南区区民利用施設協会）

ア 平成22年4月1日から、南区区民利用施設協会は、翌年度分の利用料金収入があれば、前受金勘定で総勘定元帳に記帳の上、速やかに銀行に入金するよう徹底しました。

ウ 平成22年4月1日から、南区区民利用施設協会は、源泉所得税預り金については、会計システムを改善し、振替伝票を作成して処理するよう改めました。

（緑区区民利用施設協会）

緑区は、緑区区民利用施設協会に対して、適正な事務処理をするよう指導しました。

これを受けて協会では平成22年1月8日の館長会議等で地区センターに対して指導を行い、平成22年度より帳簿での管理を行うとともに、現金収入は、原則速やかに預金口座へ預け入れています。

（戸塚区区民利用施設協会）

戸塚区区民利用施設協会から、平成22年3月25日に経理規程を改正し、現金保管体制を整えるとともに、帳簿の仕組みを整えた旨、地域振興課が報告を受けました。また、地域振興課が戸塚区区民利用施設協会に対して四半期ごとに実施している業務点検の中で、本件についても、改めて改善の徹底を図りました。

(2) 小口現金の不適切な取扱い<<団体に対するもの>>

[監査結果]

【指摘事項】

地区センターの指定管理を受けている団体では、それぞれの経理規程で、小口現金に係る保管限度額と支出限度額を定めている。

そこで小口現金の出納をみたところ、特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会、南区区民利用施設協会及び戸塚区区民利用施設協会において、保管限度額を 249,492円超えているもの、使用限度額を 70,002円超えているものなど各団体の規程に合っていない事例があった。

現金管理に係る事故を未然に防止するために、指定管理者は、実態に即した規程の見直しと現金保管のリスクなどを考慮した上でも必要ならば見直し、規程に基づく小口現金の取扱いを徹底されたい。(戸塚区区民利用施設協会)

(所管区：戸塚区)

[措置結果]

戸塚区区民利用施設協会から、平成22年3月25日に経理規程を改正し、限度額を見直した旨、地域振興課が報告を受けました。また、地域振興課が戸塚区区民利用施設協会に対して四半期ごとに実施している業務点検の中で、本件についても、改めて改善の徹底を図りました。

(3) 源泉所得税の不徴収<<団体に対するもの>>

[監査結果]

【指摘事項】

横浜市中心地区センター及び横浜市白山地区センターでは、外国語講座や料理教室などの自主事業(横浜市中心地区センター：平成20年度延べ107回実施・講師謝金計約62万円、横浜市白山地区センター：平成20年度延べ147回実施・講師謝金計約102万円)を実施し、講師謝金を1回当たり500円から2万円程度支出している。

この謝金については源泉徴収を行わず、講師に確定申告を依頼する対応としているが、所得税法に基づき、源泉徴収による所得税の納付を行われたい。(緑区区民利用施設協会)

(所管区：緑区)

[措置結果]

緑区は、緑区区民利用施設協会に対して、適正な事務処理をするよう指導しました。

これを受けて協会では平成22年1月8日の館長会議等で地区センターに対して指導を行い、4月から講師への謝金に対する源泉徴収を行っています。

(4) 経費の不適切な年度区分<<団体に対するもの>>

[監査結果]

【指摘事項】

指定管理施設の経理についてみたところ、次のように経費の年度区分が不適切なものがあった。適切な年度区分で会計処理するよう改められたい。

イ 横浜こども科学館において、新たな愛称を付した入場券等の納品状況を確認したところ、平成19年度中に納品が済んでいるにもかかわらず、こども青少年局が、財団法人横浜市青少年育成協会との間の費用負担や役割分担等について調整が遅れたため、平成20年度に納品されたこととし、平成20年度の費用として計上していた。（財団法人横浜市青少年育成協会）

（所管局：こども青少年局）

[措置結果]

財団法人横浜市青少年育成協会は平成22年4月23日開催の公益法人会計基礎セミナーに担当職員が参加し、会計の基礎の再確認をしました。

リスクに対応した適正経理（財務報告）

(1) 退職給付引当金の計上誤り《団体に対するもの》

[監査結果]

【指摘事項】

次の財団法人においては、「退職給付引当金」の積算について、会計基準で認められた「簡便法」に基づき、年度末に職員が全員退職すると仮定して期末に職員に支給すべき退職金総額を負債計上することとしている。

そこで、平成20年度決算における退職給付引当金の積算についてみたところ、次のような理由により誤った金額で計上されていたため、会計基準等に基づき適正に計上されたい。

イ 財団法人横浜市消費者協会は、退職給付引当金を約 933万円過少に計上していた。

これは、退職金積算のため給料月額に乗ずる率について、協会の給与規定によれば50歳以上の職員は定年退職者と同一の率に乗ずるべきところを、一部職員について普通退職者の率を乗じて積算したためである。（財団法人横浜市消費者協会）

（所管局：経済観光局）

[措置結果]

財団法人横浜市消費者協会は、平成21年度決算で適正に計上いたしました。

市所管課との定期的な連絡調整等の情報収集に努め、再発防止を図ります。

(2) 減価償却額の誤り《団体に対するもの》

[監査結果]

【指摘事項】

平成20年度決算における減価償却額の積算について、次のような誤りがあったので適正に経理されたい。

イ 財団法人横浜市消費者協会における有形固定資産の減価償却について、次のような理由により平成20年度末時点における減価償却累計額を、60,988円過大に計上していた。（財団法人横浜市消費者協会）

(ア) 過年度償却済みのノートパソコン他1件の減価償却額を、平成20年度減価償却額に算入していたため、407,826円過大に計上していた。

備品名	取得日	取得価格	減価償却累計額	
			誤	正
ノートパソコン	H19.3.30	165,900円	331,800円	99,411円
デスクトップパソコン	H20.1.8	145,425円	290,850円	115,413円
合 計			622,650円	214,824円

(イ) 顕微鏡他4品目の償却資産の耐用年数が、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定めている年数とは異なっていたため、合計して216,603円過少に計上していた。

(ウ) スーパーシェーカー他19品目で償却可能限度額（取得価格の95パーセント相当額）を考慮せず減価償却していたため、合計して130,235円過少に計上していた。

(所管局：経済観光局)

[措置結果]

財団法人横浜市消費者協会は、平成21年度決算で適正に計上しました。

(3) 資産及び負債の計上誤り《団体に対するもの》

[監査結果]

【指摘事項】

各団体の平成20年度貸借対照表についてみたところ、資産負債の計上について次のような誤りがあったので、会計基準等に基づき適切に計上されたい。

イ 横浜交通開発株式会社では、平成20年度決算の財務諸表上、適切な科目に振り替えられていない仮払金が約277万円、仮受金が約218万円残存していた。

特に、仮受金のうち約135万円については、内容精査のうえ収益等適正科目に計上すべき事項であり、債務管理の観点からも問題がある。

また、仮払金のうち約187万円は、バス事業のつり銭資金であり、特に57万円については、乗務員から返還されたものを本社金庫にて現金保管していたため現金保管を必要最小限にする必要がある。（横浜交通開発株式会社）

(所管局：交通局)

ウ 海の公園では、管理センターの一部を民間事業者に貸し出し、売店として利用させている。平成20年度に売店の使用した光熱費約46万円が未回収となっていたが、未収金等が計上されていなかった。

また、ウインドサーフィン艇庫を貸し出しており、平成20年度等艇庫使用料金が一部未回収となっていたが、未収金等が計上されていなかった。（財団法人横浜市臨海環境保全事業団）【一部改善済み】

【対象団体が行った改善内容】

財団法人横浜市臨海環境保全事業団では、平成20年度に売店の使用した光熱費に係る未回収分について、平成22年2月までに全額回収した。

(所管局：環境創造局)

[措置結果]

(横浜交通開発株式会社)

仮払金及び仮受金について、適切な科目への振替処理を行い、平成21年度決算においては、仮払金の残高は0円、仮受金の残高は必要最小限のものとなりました。

また、返還された釣銭資金で現金保管をしていたものについては、直ちに現金預金にするなど、現金保管を最小限にするよう努めました。

(財団法人横浜市臨海環境保全事業団)

財団法人横浜市臨海環境保全事業団は、平成20年度ウインドサーフィン艇庫使用料金の一部未回収については、平成21年度決算において、公益法人会計基準に基づき貸倒損失として適切に処理しました。

指定管理施設における役割分担

(2) 敷地管理における不明確な業務範囲設定《所管局に対するもの》

[監査結果]

【指摘事項】

指定管理施設の敷地管理についてみたところ、次のように指定管理者の業務範囲が不明確なものがあったので、変更協定の締結等により書面で明確化されたい。

イ 横浜こども科学館の北側に面している緑地は、同館の敷地であることを本市及び指定管理者は認識しているが、その緑地部分は、横浜こども科学館の管理に関する基本協定書に定めている管理範囲に入っていなかった。(こども青少年局青少年育成課)

(図略)

[措置結果]

こども青少年局青少年育成課は、指定管理者と平成22年10月20日に横浜こども科学館敷地の管理範囲を明確にした基本協定の変更協定を締結しました。

(3) E S C Oサービス導入に伴う変更協定の未締結《所管局に対するもの》

[監査結果]

【指摘事項】

横浜こども科学館は、平成18年4月に指定管理者制度が導入され、指定管理者が同施設の管理運営を行っている。その後、本市は同館の省エネルギーと光熱水費の削減を図ることを目的に、平成18年8月にE S C O事業者と契約し、平成19年4月からE S C Oサービスが開始された。

E S C Oサービス導入に伴い、空調設備などE S C O設備は、E S C O事業者が維持管理を行うなど、管理区分に変更が生じているが、指定管理者と基本協定の変更協定を締結せず、現在に至っている。

については、指定管理施設の管理区分を明確にするため、指定管理者と基本協定の変更協定を締結されたい。(こども青少年局青少年育成課)

(図等略)

[措置結果]

こども青少年局青少年育成課は、指定管理者と平成22年10月20日に施設及び設備の管理区分等を明確にした基本協定の変更協定を締結しました。

その他指摘事項

(4) 指定管理施設における産業廃棄物の不適切な事務処理<団体に対するもの>

[監査結果]

【指摘事項】

横浜市野島青少年研修センターで排出される産業廃棄物の処理に係る事務についてみたところ、次のように法令に違反する事例が見受けられたので、法令等に基づき、産業廃棄物を適正に処理されたい。(財団法人横浜市青少年育成協会)

ア 産業廃棄物処理委託契約は、書面での契約等が法令上義務付けられているが、行われていなかった。

イ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しが、最終処分者から法令で定められた期間までに送付されていないものがあった。

(所管局：こども青少年局)

[措置結果]

財団法人横浜市青少年育成協会は、産業廃棄物委託契約について、平成22年3月（平成21年度）から施設管理委託契約とは別に当該事業者と委託契約を締結し是正しました。

また、マニフェストについても、廃棄物処理法のマニフェスト制度に基づき適正に処理をしています。

(8) 不適切な補助金確定事務<所管局に対するもの>

[監査結果]

【指摘事項】

平成20年度「財団法人横浜市青少年育成協会補助金」の交付についてみたところ、補助対象支出として「繰越」12,259,812円が計上されていた。平成21年4月30日付けで「繰越」を含めて補助金の確定通知を受領したものの、平成21年11月5日付け通知により返還を求められたため、同年12月4日に返還したとのことであった。

今後、「横浜市補助金等の交付に関する規則」等に基づき補助金額確定時点で適切に調査し、精算手続を速やかに行うよう事務処理を改められたい。(こども青少年局青少年育成課)

[措置結果]

こども青少年局青少年育成課は、今後対象事業の精査を適切に行い、年度内に精算手続を終えるように、平成22年4月23日の課内事務分担替え打合せにおいて周知しました。

第3 行政監査

1 平成21年度行政監査（評価）結果報告（平成21年9月17日監査報告第4号）

4 福祉保健活動拠点運営事業

[監査結果]

【改善要望事項】

福祉保健活動拠点は、各区に1か所ずつ設置され、団体交流室、多目的研修室等の部屋を市民に提供しています。午前9時から午後9時まで開館していますが、午後5時以降の夜間は余り利用されておらず、利用率がすべての部屋で40%を下回っている拠点が17か所中6か所ありました。

そこで、福祉保健活動拠点の効率的な運営に向け、夜間の利用実態を十分に踏まえて、拠点ごとに実情に合った運営時間となるよう検討する必要があります。

(健康福祉局地域支援課)

[措置結果]

平成22年10月1日以降、日曜日及び祝休日の開館時間は午前9時から午後5時までとし、午後5時以降は閉館する旨の規則改正を行いました。

5 精神障害者地域作業所助成事業

[監査結果]

【改善要望事項】

障害者の地域作業所については、障害者自立支援法の適用を受ける施設に移行することにより、施設経営の安定化が図られるとともに、運営主体への経費補助に国費や県費を導入することもできます。

そこで、移行が進まない原因を検証して、より効果的な移行支援策を講じ、移行を着実に促進する必要があります。(健康福祉局障害支援課)

[措置結果]

平成22年度から、あんしん施策として地域活動支援センター事業の良質な人材確保、事業者の経営基盤の安定及びサービスの向上を図るため、基本運営費を改定しました。

これにより、移行が促進され、平成22年度末には精神障害者地域作業所は0箇所となる見込みです。

13 リサイクルプラザ運営事業

[監査結果]

【改善要望事項】

リサイクルプラザについては、リサイクル推進のため、粗大ごみとして排出された家具類のうち再利用可能なものを展示販売しています。しかし、中古家具を取り扱う民間のリサイクルショップを調査したところ市内全区に67店舗あることから、この活用を図ることも考えられます。また、同プラザで実施しているリサイクル講座などの啓発活動は地区センター等でも同様の取組が行われています。

そこで、同プラザについては、廃止も含めてあり方を検討する必要があります。

(資源循環局家庭系対策課)

[措置結果]

リサイクルプラザについては、平成22年第4回市会定例会で、施設の設置条例の廃止議案が議決され、平成22年度末で廃止することとしました。

14 リサイクルコミュニティセンター運営事業

[監査結果]

【改善要望事項】

リサイクルコミュニティセンターは、ごみ排出量を削減するため、市民にリサイクル活動の場を提供する目的で開設されましたが、その後、横浜G30プランによる分別収集品目の拡大に伴い、家庭ごみのリサイクルルートが制度的に充実するなど、リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しました。また、同センターで実施しているリサイクル教室などの啓発活動は地区センター等でも同様の取組が行われています。

そこで、同センターについては、その必要性が薄れてきていることから、廃止も含めてあり方を検討する必要があります。（資源循環局家庭系対策課）

[措置結果]

リサイクルコミュニティセンターについては、平成22年第4回市会定例会で、施設の設置条例の廃止議案が議決され、平成22年度末で廃止することとしました。

17 私道整備助成事業

[監査結果]

【改善要望事項】

助成金額は、申請者からの工事見積書の工事費に基づいて決定していますが、この工事費が市の基準で積算した概算工事費より高額になっているものが見受けられました。

そこで、市の基準で積算した概算工事費と比較して、適切な工事費に基づいて助成金額を決定する必要があります。（道路局維持課）

[措置結果]

私道整備助成に伴う見積りチェック手法について検討を行い、平成22年度からは18区で統一した基準に基づき見積書をチェックし、助成金額を決定しています。

2 平成21年度「市民の目」監査（行政監査）結果報告（平成22年3月30日監査報告第7号）

1 地域防災拠点等の整備

(2) 地域防災拠点の運営について

[監査結果]

【改善要望事項】

区役所は、阪神・淡路大震災など近年発生した大規模地震の際の様々な教訓も含めた震災に関する最新の情報を適時に拠点の運営委員会に提供して、それが地域防災拠点での訓練やマニュアルに生かされるよう必要な支援に努める必要がある。

また、地域防災拠点の運営に当たっては、安全管理局作製の「地域防災拠点運営要領」（DVD）を地域防災拠点において十分活用するなどして、区役所と拠点の運営委員がともに運営の改善を検討する必要がある。（西区総務課、金沢区総務課、港北区総務課及び瀬谷区総務課）

[措置結果]

（西区）

平成22年1月の「西区地域防災拠点モデル訓練」で、災害時要援護者に配慮した避難所運営等の取組を情報提供し、5月の西区地域防災拠点管理運営委員会連絡協議会において、今年度の訓練基本方針として、高齢者や障害者などに配慮した避難所運営訓練を実施するよう要請しました。

(金沢区)

平成22年5月24日に実施した平成22年度金沢区地域防災拠点運営委員会連絡協議会で、地域防災拠点訓練マニュアルに基づいた男女ニーズの違いや高齢者等に配慮した拠点の運営訓練にも取り組むように依頼しました。

(港北区)

港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会総会(平成22年5月)において、全運営委員長に「地域防災拠点運営要領DVD」を視聴していただき、更に、地域防災拠点運営マニュアルの概要説明・周知徹底・配付を行いました。また、「消防訓練」から「避難所訓練」へと移行していただくようお願いしました。

実際の地域防災拠点運営訓練においても、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営の訓練が実施されるようになってきています。

(瀬谷区)

瀬谷区防災計画の改訂(平成22年3月)に合わせて、男女ニーズの違いへの配慮等を改訂に盛り込み、平成22年6月2日、地域防災拠点運営委員長が集まる「地域防災拠点運営委員会連絡協議会」にて改訂趣旨について周知し、拠点開設時には、男女ニーズの違いや高齢者への配慮をお願いしました。

また、三ツ境小学校地域防災拠点や南瀬谷中学校地域防災拠点では避難所開設訓練において改善を図りました。

(3) 地域医療救護拠点と地域防災拠点の連携について

[監査結果]

【改善要望事項】

発災時に地域医療救護拠点と地域防災拠点の円滑な運営が確保されるよう、医師会・薬剤師会や学校のPTAなど地域の関係団体に、訓練や防災講演会などの研修への参加を促すとともに、両拠点の合同訓練を行うなど、緊密に連携する必要がある。(金沢区福祉保健課及び瀬谷区福祉保健課)

[措置結果]

(金沢区)

地域医療救護拠点と地域防災拠点の併設校については、円滑な運営を確保するよう、災害時医療救護活動研修会を平成22年度は10月14日に開催しています。また、平成22年度から地域防災拠点における防災訓練に地域医療拠点の医療救護隊が参加し、合同訓練を行っています。(4拠点で実施済み)

(瀬谷区)

医師、薬剤師等が参加する医療救護隊を対象とした研修を平成23年2月20日に実施しました。また、地域防災拠点における防災訓練時に医療救護隊も参加した合同訓練を実施する予定です。

[監査結果]

【改善要望事項】

地域医療救護拠点の医薬品・医療資機材について、薬剤師など専門家による厳重な管理を行うとともに、必要な時に欠品や不足が生じることがないように早急に補充できる用意をしておく必要がある。（健康福祉局医療政策課）

[措置結果]

平成21年度の欠品は、品目の見直しとともに対応し、解消しています。

また、医薬品等の在庫調査は、横浜市薬剤師会に年6回の定期点検を業務委託し、欠品・不足が発見された場合は横浜市薬剤師会から健康福祉局に報告され、即時補充を行うこととしています。

(4) 物資及び医薬品の供給等に関する協定について

[監査結果]

【改善要望事項】

いざという時により実効性の高い協定であるためには、協定を締結した後も定期的に（及び必要に応じて）訓練を行うことも含めて内容を見直し、常に最適なものにしておく必要がある。（西区総務課、福祉保健課、金沢区総務課、福祉保健課、健康福祉局医療政策課及び資源循環局業務課）

[措置結果]

（西区）

平成22年9月に実施した地域医療救護拠点の訓練で、災害ボランティアバイクネットワーク関東神奈川支部と連携して、協定に基づく医薬品輸送訓練を行いました。

（金沢区）

平成22年6月に並木第一小学校において、災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定締結事業者と連携した防災訓練を実施しました。

（健康福祉局）

横浜市としては、神奈川県により供給される医薬品を市内の地域医療救護拠点に迅速に提供するために、バイクボランティアと搬送協力に関する協定を結んでいます。今年度の横浜市総合防災訓練にバイクボランティアも参加し、来年度の参加も依頼するなど、継続的に実施していきます。

（資源循環局）

平成22年8月に仮設トイレ設置協定の見直しを行い、事業者と協定を再締結しました。また平成22年10月にトイレパック提供協定の見直しを行い、事業者と協定を再締結しました。協定の見直し内容としては、優先条項を入れるとともに協定事業者が防災訓練等に積極的に参加するように明記しました。

また、その協定に基づき平成22年6月及び10月に協定事業者と連携した防災訓練を実施しました。

2 防災（減災）意識の向上

(1) 家具類の転倒防止対策について

[監査結果]

【改善要望事項】

市民が震災に対して抱いている危機感を、家具類の転倒防止対策へと着実に結びつけるためには、転倒による圧死や大けがの危険性に加えて、ホームセンター等の事業者と協働して、高い費用をかけずに実施できる転倒防止対策について、継続的に周知する必要がある。

また、高齢者等の世帯への家具類の転倒防止器具取付については、優先順位が高いと考えられるので、ボランティアを活用した取組についても検討する必要がある。

なお、これらの改善を行うに当たっては、全庁的な観点から市としての方針を定めたいうで、区・局が協調して取組の推進を図る必要がある。（まちづくり調整局総務課及び安全管理局危機管理課）

[措置結果]

(建築局)

横浜市中期4か年計画2010～2013の達成指標として、施策項目に家具類の転倒・落下防止対策実施率の目標値が掲げられておりますので、消防局など他の区局と連携、協力を行いながら、普及・啓発に取り組んでいきます。

(消防局)

横浜市中期4か年計画2010～2013の事業項目に「家具類の転倒・落下防止対策の普及・啓発」を掲げ、関係区局が連携して普及啓発を行うとともに、器具の配付及び取付支援を行う予定です。

なお、具体的な制度設計に当たっては、区役所や関係局と検討会を設置し、検討していきます。

(2) 市民防災センター展示室について

[監査結果]

【改善要望事項】

市民の減災意識の向上や減災行動の促進に寄与する展示内容に改善する必要があるもので、地震対策に関する展示内容については、展示施設検討委員会において市民及び危機管理室職員の意見も交えて十分に検討する必要がある。

また、施設体験者を増やすため、団体の来館者だけでなく、個人の来館者に対しても積極的に施設体験を促したり、入館時に見学コースの案内希望を確認したりするなど、きめ細かい働きかけが求められる。（安全管理局市民防災センター）

[措置結果]

(消防局)

平成22年4月から、地震対策に関する展示物に、危機管理室発行の「減災行動のすすめ」をパネル化して加えました。

さらに、家具等震災対策未実施の振幅実験映像を入手し、展示室内のモニターにより紹介しています。

また、個人来館者に対しても、職員が展示室内を巡回し体験を促す等、防災に関する情報を積極的に話しかけるよう改善しました。

(3) 家庭防災員制度について

[監査結果]

【改善要望事項】

委嘱後2年以内に行われる研修を終了した後の家庭防災員に対して、定期的に研修を行ったり訓練への参加を促したりするなど、継続的で計画的な取組を行い、家庭防災員の活性化を図る必要がある。（安全管理局予防課）

[措置結果]

(消防局)

平成22年度に「家庭防災員制度の見直し」について検討を行い、見直した項目を反映させた新たな要綱に基づき、平成23年度より「地域における防災活動の担い手」として活躍できる新家庭防災員を養成していく予定です。

(4) 慢性疾患薬について

[監査結果]

【改善要望事項】

慢性疾患を抱えた人が避難所での生活によって持病が悪化することのないよう、自らの慢性疾患薬や「おくすり手帳」、「薬剤情報提供書」を持ち出すなど、個人でできる対策について周知する必要がある。

なお、周知に当たっては、広報紙など一般的な方法に加え、民生委員やホームヘルパーなどによる普段の活動や薬局を通じて該当する患者に直接働きかけてもらうなど、多様な方法で継続的にきめ細かく行う必要がある。（安全管理局危機管理課）

[措置結果]

(消防局)

慢性疾患薬に係る対策の周知については、現在も各種パンフレットに発災時の医薬品の必要性を掲載していますが、次回パンフレットを改訂する際には、市民により分かりやすい内容となるよう見直しを行います。

また、「広報よこはま」等への掲載など、様々な方法で周知していきます。

4 帰宅困難者対策

(1) 徒歩帰宅対策について

[監査結果]

【改善要望事項】

市民一人ひとりが災害時の心構えを継続して持つことができるよう、防災に関する必要な情報について日常生活の中で頻繁に目に触れる機会をできるだけ増やす必要がある。

例えば、事業者等の協力を得て駅や商業施設など普段利用する機会が多く目立つ場所に災害時の徒歩帰宅の備えなど減災に向けた取組の掲示をしたり、千代田区の例などを

参考に徒歩帰宅訓練を行ったりするなど、多様な手法により減災への取組を進める必要がある。（安全管理局危機管理課及び危機対処計画課）

[措置結果]

(消防局)

市民の防災に対する意識啓発については、「広報よこはま」への掲載、各種イベントにおけるパンフレットの配布を行うなど、より一層取組を強化していきます。

なお、民間団体が徒歩帰宅訓練等を実施する際は、今後とも協力していきます。

(2) 横浜駅周辺の避難場所への誘導について

[監査結果]

【改善要望事項】

避難時の混乱を防止し、避難する人が確実に目的の避難場所へ到達できるよう、それぞれの避難場所（広域避難場所及び一時避難場所）の役割や機能について、市民利用施設なども活用して十分周知するとともに、一つの案内板にそれぞれの避難場所の方向、役割を簡潔に分かりやすく表示することなども含め、関係区・局で実際に現場を歩いて市民の目線で検証する必要がある。

また、定期的な保守及び点検についても検討し、改善する必要がある。（西区総務課及び安全管理局情報技術課）

[措置結果]

(西区)

災害時には、横浜駅周辺において、来街者を中心とした帰宅困難者等の滞留が想定されるため、これらの人々を円滑に一時避難場所へ誘導できるよう、標識の配置を整理します。

また、広域避難場所をはじめとした避難場所の役割や避難方法の周知及び標識の保守・点検については、関係区局が連携して対応します。

(消防局)

災害時には、横浜駅周辺において、来街者など多くの帰宅困難者が想定されるため、これらの人々を円滑に一時避難場所へ誘導できるように標識の配置を整理します。

また、広域避難場所をはじめとした避難場所の目的や避難方法の周知及び標識の保守・点検については、関係区局と連携して徹底していきます。

5 情報システムの整備

災害時安否情報システムについて

[監査結果]

【改善要望事項】

危機管理では常に最悪の場合を想定して対策を講ずる必要があるため、セキュリティへの配慮をしつつ、システムの運用に必要な情報を直近動員職員に周知するなど、確実にシステムを運用できる体制にしておくことが求められる。

また、発災後、速やかにシステムの運用を行うために、直近動員職員のほかに学校教職員を含めるなど、システムを取り扱うことができる対象者の拡大を検討する必要がある。

る。

更に、直近動員職員を対象としたシステムの取扱訓練を実施して、直近動員職員が確実にシステムを運用することができるよう、区・局が協力して取り組む必要がある。

(西区総務課、金沢区総務課、瀬谷区総務課、安全管理局緊急対策課及び情報技術課)
[措置結果]

(西区)

平成22年9月に直近動員職員向けの研修及び訓練を実施し、本システムの周知を図りました。

(金沢区)

地域防災拠点の訓練に参加する直近動員者に対して、災害時安否情報システムの運用研修及び地域防災拠点での確認訓練を平成22年11月13日、12月4日及び12月5日に3班で実施しました。

また、平成23年2月26日に1班で実施しました。

(瀬谷区)

平成21年度秋季拠点訓練において、直近動員職員を各参集先拠点に動員し、システムの位置等を確認しました。

また、平成22年8月23日、24日には、直近動員職員100名を対象にシステムの操作研修会を実施し、確実にシステムを運用できる体制を構築しました。

(消防局)

システムの運用に必要な操作研修については、区本部職員を対象に実施していましたが、平成22年度から、直近動員職員にも対象を広げて実施します。

今後、全ての直近動員者がシステムを運用できるように各区と連携して訓練を充実していきます。

また、学校教職員への取扱者の拡大については、教育委員会に申し入れていきます。

第4 包括外部監査

1 平成16年度包括外部監査結果報告（平成17年2月18日公表）

第5章 財団法人横浜市建築助成公社報告書

7. 事業の課題

(5) 建物事業および駐車場事業のあり方について

「建物事業および駐車場事業の今後のあり方について検討を求めるもの」

【意見】

銀行、保険会社等の金融機関が建物または駐車場等の施設を所有するのは、投資物件としてこれらを所有するもので、これらを直接に運営して利益を獲得しようとはしていません。これらの施設を賃貸または駐車場として事業運営する場合は、事業効率の面からして別の経営主体がこれを行うケースがほとんどではないかと思えます。設立目的に則って建物や駐車場が管理運営されてきたと思えますが、建物および駐車場は民間資本で整備されることが基本であると考えますので、これらの事業を分割して、他の建物や

駐車場の管理運営を行っている公社へ統合させるか、あるいは、民間へ売却することについて検討することも必要ではないかと考えます。（都市計画局、建築局、助成公社）

[意見への対応状況]

（都市整備局）

建物事業及び駐車場事業の最適な事業運営については、早期に資産を処分するという助成公社の経営改革の方向性を踏まえ検討を行っております。

（建築局）

建物事業及び駐車場事業の最適な事業運営については、早期に資産を処分するという助成公社の経営改革の方向性を踏まえ、建物・駐車場資産全ての検討を行っております。

（財団法人横浜市建築助成公社）

建物事業及び駐車場事業の最適な事業運営については、早期に資産を処分するという助成公社の経営改革の方向性を踏まえ検討を行っております。

2 平成19年度包括外部監査結果報告（平成20年2月1日公表）

第6章 ごみ処理に係る施設等

2. 処分場の跡地利用

(1) 埋立処分場の有効利用について

「最終処分場として土地を利用する場合には、近隣に処分場としての性格を十分理解するよう求めるとともに、その利用関係を定める契約についても、十分な説明を行った上で、適切な処理をするべきである」

[監査結果]

【改善要望】

最終処分場として土地を利用する場合には、埋め立てた廃棄物を撤去して原状回復義務を履行することはできないものであるため、このことを土地所有者に十分説明した上で、土地の返還の場合の条件を明確に規定するべきである。（資源循環局）

[措置結果]

地権者へ「借地契約に関する説明会」を開催して理解を求め、土地の返還に際して当該地の復元を行う文言を削除し、契約を締結しました。

3 平成20年度包括外部監査結果報告（平成21年2月9日公表）

第7章 委託

2. 附属病院及びセンター病院の委託費

(4) 指名競争入札

「指名競争入札では、競争の透明性が確保されているとは言い難く、できる限り一般競争入札の導入により競争性を高めるべきであること。」

[監査結果]

【改善要望】

指名競争入札が実施された場合の落札率が99%以上であること、指名競争入札が行われたにもかかわらず、落札者がいない場合においても、すべて1回目と2回目の最低入札者が同じなため、予定価格の100%で随意契約がなされているということは、競争性が不十分であることを示すものである。一般競争入札の導入等で広く入札参加の機会を与え、入札の競争性を確保する必要がある。（公立大学法人横浜市立大学）

（所管局：都市経営局）

[措置結果]

平成21年度から、案件の特性等をみながら、可能な限り一般競争入札方式を適用しております。

また、平成21年度分は既に入札手続が終了していた、平成22年度分の早期発注分以降の案件についても、本格的に一般競争入札を導入しました。

3. 給食費

(2) 赤字の原因分析

「委託業者の選定に関しては、入札方法を採用すべきである。」

[監査結果]

【改善要望】

給食業務を受託している業者は平成5年4月より業務を担当し、平成19年10月1日からの契約も単独随意契約で行われている。その選定基準の中で業務内容の効率化を図るために、適切な対応ノウハウを持ち業績もあると記載されている。しかし、現状の給食部門の収益性を見る限り、平成18年度の改正後の対策が具体的に数字の上では確認できない。

外部スタッフ40人の現況の状況の中で、その作業効率を上げるための具体的な対策があるのかは、個別事情はあるものの、入札制度を利用し、客観的かつ合理的な給食事業の委託方法に切り替えることは早期に実施すべき事項である。

なお、平成19年8月30日付の業者選定調書には「（なお、今後は執行状況を勘案し効率的な病院経営を遂行するため、入札執行を予定しております。）」との記載があるが、入札制度の導入はもっと早期に実施されるべきであり、今後は具体的かつ確実に検討をすべきである。（病院経営局）

[措置結果]

平成22年2月18日に一般競争入札を実施しました。

4 平成21年度包括外部監査結果報告（平成22年2月8日公表）

第7 外部監査の結果—個性ある区づくり推進費（区別）—

Ⅲ 神奈川区

3 神奈川区文化協会事業補助金

(11) 監査の結果及び意見

②確定通知書について（監査の結果）

[監査結果]

当該補助金は平成20年6月18日に交付決定がなされ同月30日に前金払で交付されているが、「補助金等交付規則」で求められている確定通知書の発行、通知がなされていない。個別交付要綱に定めるとともに適切な事務をする必要がある。

[措置結果]

横浜市補助金等の交付に関する規則で求められている確定通知書について要綱に定め、確定通知書を送付することとしました。

4 防犯灯設置費補助金

(11) 監査の結果及び意見

①確定通知書について（監査の結果）

[監査結果]

当該補助金は平成21年2月4日に交付決定がなされ、実績報告は平成21年3月17日に提出され、交付が同年3月27日になされている。

しかしながら、「補助金等規則」で求められている確定通知書の発行、通知がなされていない。個別交付要綱に定めるとともに適切な事務をする必要がある。

[措置結果]

防犯協会に対する防犯灯設置費補助金制度は平成20年度に終了しましたが、再発防止を徹底します。

5 青少年指導員活動費交付金

(11) 監査の結果及び意見

①確定通知書について（監査の結果）

[監査結果]

当該補助金の補助金交付要綱では、補助金額確定の通知は、補助金交付決定通知書により行うものとしている。

しかしながら、補助金等規則で規定する補助金の額の確定は事業完了後、事業の成果を交付決定の内容等に適合するか調査するものとしているため、決定と確定が同時に行われることは適切ではない。

[措置結果]

横浜市補助金等の交付に関する規則で求められている確定通知書について、要綱に定め、補助金交付決定通知書とは別に確定通知書を送付することとしました。

6 体育指導委員連絡協議会補助金

(11) 監査の結果及び意見

①確定通知書について（監査の結果）

[監査結果]

当該補助金は平成20年4月24日に交付決定がなされ、同年5月8日に前金払で交付されている。実績報告は平成21年4月20日に提出されている。

しかしながら、「補助金等規則」で求められている確定通知書の発行、通知がなされていない。個別交付要綱に定めるとともに適切な事務をする必要がある。

[措置結果]

横浜市補助金等の交付に関する規則で求められている確定通知書について要綱に定め、確定通知書を送付することとしました。

7 神奈川区民まつり補助金

(11) 監査の結果及び意見

①確定通知書について（監査の結果）

[監査結果]

当該補助金は平成20年9月17日に交付決定がなされ、同月29日に前金払で交付されている。しかしながら、「補助金等規則」で求められている確定通知書の通知がなされていない。個別要綱に定めるとともに適切な事務をする必要がある。

[措置結果]

横浜市補助金等の交付に関する規則で求められている確定通知書について要綱に定め、確定通知書を送付することとしました。

8 かながわ区民力発揮プロジェクト補助金

(11) 監査の結果及び意見

①確定通知書について（監査の結果）

[監査結果]

当該補助金は平成20年9月17日に交付決定がなされ、同月29日に前金払で交付されている。しかしながら、「補助金等規則」で求められている確定通知書の通知がなされていない。個別要綱に定めるとともに適切な事務をする必要がある。

[措置結果]

横浜市補助金等の交付に関する規則で求められている確定通知書について要綱に定め、確定通知書を送付することとしました。

9 神奈川区高齢者介護予防事業補助金

(11) 監査の結果及び意見

①確定通知書について（監査の結果）

[監査結果]

当該補助金は平成20年4月18日に交付決定がなされ5月27日及び28日に前金払で交付されている。

しかしながら、補助金等規則で求められている確定通知書の通知がなされていない。

[措置結果]

横浜市補助金等の交付に関する規則で求められている確定通知書について要綱に定め、確定通知書を送付することとしました。

IV 港北区

4 港北区芸術祭事業補助金

(11) 監査の結果及び意見

③確定通知書について（監査の結果）

[監査結果]

当該補助金は平成20年6月16日に交付決定がなされ同日に前金払で交付されているが、規則で求められている確定通知書の発行がなされていない。

[措置結果]

平成21年度分の補助金から確定通知書を発行しています。

5 港北区防犯灯事業補助金

(11) 監査の結果及び意見

①確定通知書について（監査の結果）

[監査結果]

当該補助金は平成20年12月26日に交付決定がなされ、実績報告は平成21年3月17日に提出され、交付が同年3月30日になされている。

しかしながら、「規則」で求められている確定通知書による通知がなされていない。

[措置結果]

平成22年1月7日に新たな要綱を作成し、新要綱に沿って平成22年2月19日～同年3月31日の間に平成21年度分、全9通の確定通知書を発行しました。

7 体育指導委員連絡協議会補助金

(11) 監査の結果及び意見

①確定通知書について（監査の結果）

[監査結果]

当該補助金は平成20年5月7日に交付決定がなされ、同日前金払で交付されている。実績報告は平成21年4月16日に提出されている。

しかしながら、規則で求められている確定通知書による通知がなされていない。

[措置結果]

平成20年度分の補助金について、確定通知書を発行しました。

8 青少年指導員活動費補助金

(11) 監査の結果及び意見

①確定通知書について（監査の結果）

[監査結果]

当該補助金は平成20年5月7日に交付決定がなされ、同日に前金払で交付されている。実績報告は平成21年5月1日に提出されている。

しかしながら、規則で求められている確定通知書による通知がなされていない。

[措置結果]

平成20年度分の補助金について、確定通知書を発行しました。

9 ふるさと港北ふれあいまつり補助金

(11) 監査の結果及び意見

②確定通知書について（監査の結果）

[監査結果]

当該補助金は平成20年7月1日に交付決定がなされ同月24日に前金払で交付されており、実績報告は平成21年5月15日に提出されている。

しかしながら、「規則」で求められている確定通知書による通知がなされていない。

[措置結果]

平成22年3月30日に平成21年度分の確定通知書を発行しました。今後は遅延なく発行します。

③実績の報告について（監査の結果）

[監査結果]

当該補助金事業は、区職員自身が実行委員会の運営事務にあたっている。平成20年10月のイベントをもって完了している。

しかしながら、区職員が事務にあたっているにも関わらず実績報告が平成21年5月15日となっている。「補助金等規則」第14条では速やかに報告することとなっており事業完了から実績報告7カ月経過している状況は規則に反している。

[措置結果]

今後は遅滞なく報告させるよう指導し、適正な事務処理に改めました。

なお、平成21年度の事業報告、収支報告等については、平成22年2月18日に報告しました。

10 港北駅伝大会補助金

(11) 監査の結果及び意見

①確定通知書について（監査の結果）

[監査結果]

当該補助金は平成20年9月16日に交付決定がなされ、同日前金払で交付されている。実績報告は平成21年4月30日に提出されている。

しかしながら、規則で求められている確定通知書の通知がなされていない。

[措置結果]

平成20年度分の補助金について、確定通知書を発行しました。

V 中区

3 中区文化活動等支援事業補助金（文化を育むまちづくり事業）

(11) 監査の結果及び意見

①確定通知書について（監査の結果）

[監査結果]

交付手続きは補助金交付要綱に従って行われているが、補助金等規則第15条に定め

る補助金等の額の確定通知が行われていない。

手続きに必要な書類は、交付要綱で第何号様式と定められているが、確定通知書の様式については交付要綱で定められていないためである。交付要綱で確定通知書について定める必要がある。

[措置結果]

平成22年4月に補助金交付要綱を改正し、補助金交付額確定通知書の様式を明確に決めました。

4 中区デイ銭湯事業補助金

(11) 監査の結果及び意見

②確定通知書について（監査の結果）

[監査結果]

交付手続きは補助金交付要綱に従って行われているが、補助金等規則第15条に定める補助金等の額の確定通知が行われていない。

手続きに必要な書類は、交付要綱で第何号様式と定められているが、確定通知書の様式については交付要綱で定められていないためである。交付要綱で確定通知書について定める必要がある。

[措置結果]

平成22年3月に補助金交付要綱を改正し、補助金交付額確定通知書の様式を明確に決めました。

5 中区地域防犯活動支援補助金

(11) 監査の結果及び意見

③確定通知書について（監査の結果）

[監査結果]

交付手続きは補助金交付要綱に従って行われているが、補助金等規則第15条に定める補助金等の額の確定通知が行われていない。

手続きに必要な書類は、交付要綱で第何号様式と定められているが、確定通知書の様式については交付要綱で定められていないためである。交付要綱で確定通知書について定める必要がある。

[措置結果]

平成22年7月に補助金交付要綱を改正し、補助金交付額確定通知書の様式を明確に決めました。

6 中区青少年指導員活動補助金

(11) 監査の結果及び意見

③確定通知書について（監査の結果）

[監査結果]

交付手続きは補助金交付要綱に従って行われているが、補助金等規則第15条に定める補助金等の額の確定通知が行われていない。

手続きに必要な書類は、交付要綱で第何号様式と定められているが、確定通知書の様式については交付要綱で定められていないためである。交付要綱で確定通知書について定める必要がある。

[措置結果]

平成22年7月に補助金交付要綱を改正し、補助金交付額確定通知書の様式を明確に決めました。

7 中区体育指導委員活動補助金

(11) 監査の結果及び意見

②確定通知書について（監査の結果）

[監査結果]

交付手続きは補助金交付要綱に従って行われているが、補助金等規則第15条に定める補助金等の額の確定通知が行われていない。

手続きに必要な書類は、交付要綱で第x号様式と定められているが、確定通知書の様式については交付要綱で定められていないためである。交付要綱で確定通知書について定める必要がある。

[措置結果]

平成22年4月に補助金交付要綱を改正し、補助金交付額確定通知書の様式を明確に決めました。

8 中区G30活動委員会活動助成金

(11) 監査の結果及び意見

①確定通知書について（監査の結果）

[監査結果]

交付手続きは補助金交付要綱に従って行われているが、補助金等規則第15条に定める補助金等の額の確定通知が行われていない。

手続きに必要な書類は、交付要綱で第x号様式と定められているが、確定通知書の様式については交付要綱で定められていないためである。交付要綱で確定通知書について定める必要がある。

[措置結果]

平成22年7月に補助金交付要綱を改正し、補助金交付額確定通知書の様式を明確に決めました。

9 ハローよこはま補助金

(11) 監査の結果及び意見

③確定通知書について（監査の結果）

[監査結果]

交付手続きは補助金交付要綱に従って行われているが、補助金等規則第15条に定める補助金等の額の確定通知が行われていない。

手続きに必要な書類は、交付要綱で第x号様式と定められているが、確定通知書の

様式については交付要綱で定められていないためである。交付要綱で確定通知書について定める必要がある。

[措置結果]

平成22年5月に補助金交付要綱を新たに制定し、補助金交付額確定通知書の様式を明確に決めました。

10 中区文化活動等支援事業補助金（街の再活性化）

(11) 監査の結果及び意見

①確定通知書について（監査の結果）

[監査結果]

交付手続きは補助金交付要綱に従って行われているが、補助金等規則第15条に定める補助金等の額の確定通知が行われていない。手続きに必要な書類は、交付要綱で第何号様式と定められているが、確定通知書の様式については交付要綱で定められていないためである。交付要綱で確定通知書について定める必要がある。

[措置結果]

平成22年4月に補助金交付要綱を改正し、補助金交付額確定通知書の様式を明確に決めました。

VI 保土ヶ谷区

6 保土ヶ谷区民文化祭補助金

(11) 監査の結果及び意見

①交付要綱に定める確定通知書について（監査の結果）

[監査結果]

「横浜市補助金等の交付に関する規則」によれば、補助金の実績報告後、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認められたときは交付すべき補助金等の額を決定し、当該補助事業者等に通知するものとされている。しかし、本補助金については、要綱上補助金の確定に関する規定がなく、確定通知書が発行されていない。

規則第15条に定められた「補助金等の額の確定等」の規定は補助金の成果を確かめるためのものであるから、補助金事業を効率的に行うための手段のひとつとして重要であると考えられる。また、市全体の規定と各区の要綱の内容に差異があるのは不自然であるから、規則の内容に則して交付要綱を改正することが望ましい。

[措置結果]

保土ヶ谷区地域文化事業補助金交付要綱を改正し、補助金交付額の確定及び補助金交付額決定通知書の発行について決めました。

8 体育指導委員事業補助金

(11) 監査の結果及び意見

①実施報告書について（監査の結果）

[監査結果]

保土ヶ谷区の体育指導委員連絡協議会収支決算書に記載された地区活動補助金支出額は1,454,180円であった。これに対して、各地区から提出された地区活動収支決算書に記載された地区活動補助金収入額の合計額は1,441,500円であった。

差異金額12,680円のうち12,180円は各地区への補助金振込手数料である。残額500円については、ある地区協議会から提出された収支決算報告書の記載金額の誤りであることが判明した。振込手数料については地区補助金支出額に含めず、庶務経費等として処理することが望ましい。また、各地区協議会から提出された収支決算報告書については簡単に判別できる誤りであるから、今後は各地区協議会への指導を含めて、適切な調査を行う必要がある。

[措置結果]

保土ヶ谷区体育指導委員連絡協議会に対する地区活動補助金の振込手数料については、指摘に基づき、庶務経費として処理するよう改善しました。また、収支決算書については誤りを訂正させたほか、審査及び指導を徹底するよう改めました。

第8 外部監査の結果－区配予算－

I 市民活力推進局

2 自治会・町内会館整備費補助金

(10) 監査の結果及び意見

①工事等収支決算書未提出について（監査の結果）

[監査結果]

すでに支出された平成20年度の補助金のサンプルとして神奈川区の補助金3つについて、補助要綱で定められている書類等があるか調査したところ、1団体の工事等収支決算書がなかった。調べたところ区に未提出だったことが判明した。

補助要綱第22条では、「補助金の交付を受けた補助事業者は、工事等収支決算書（第9号様式）に建築費又は購入費の領収書の写し及び会館建設会計口座通帳の写しを添付し、補助金を受領した日から2週間以内に区長に提出しなければならない。」となっており、区側でも、必要書類が提出されているか確認すべきであったし、内容を確認すべきだった。今後はこのようなことがないように注意する必要がある。

[措置結果]

(市民局)

補助事業者から、工事等収支決算書等の必要書類は提出していただき、適切に処理しました。各区には、担当者会議や係長会において、補助要綱に基づく適切な事務処理について再度徹底しました。

3 地域活動推進費補助金

(10) 監査の結果及び意見

②区における実績報告書確認作業の徹底について（監査の結果）

[監査結果]

「事務の手引き」において、交際費、懇親会費、敬老等の祝金は補助対象外経費と

されている。また、市民活力推進局に確認したところ、賀詞交歓会は通常飲食を主目的とする会合であり、補助対象外経費となるとの見解であった。

今回、神奈川区をサンプルとして抽出し、実績報告書を通査したところ、提出した「収支決算書」上、賀詞交歓会開催費や敬老祝金を補助対象経費として計上している団体が散見された。賀詞交歓会については、区の担当者より、会場設営費は賀詞交歓会費用にあたらぬ旨の見解が示されたものの、現状、これを容認する規定等はなく、補助対象外経費として整理することが妥当なものとする。また、敬老祝金については、明らかに補助対象外経費であるものを補助対象経費として承認しており、区における実績報告の確認作業が適切に行われたか疑問を持たざるを得ない。いずれにしても、平成20年度の実績報告書上、「敬老祝金」及び「賀詞交歓会」等の経費が補助対象経費として処理されているものについては、各自治会町内会に事実関係を確認の上、実績報告書の訂正もしくは職権による修正等を行う必要がある。その際、再点検によって余剰金額が生じるような場合には、当然、戻入等の処理を行う必要がある。

[措置結果]

(市民局)

全区において、平成20年度の実績報告書の再点検を行い、補助対象外経費であるものを補助対象としていたものについては、実績報告書の訂正を行い、余剰金額が生じた場合については、返還処理を行いました。

⑤確定通知について（監査の結果）

[監査結果]

地域活動推進費においては、補助金交付規則第15条に定める確定通知書を交付していない。実務上は、翌年度の交付申請書類と併せて、前年度の実績報告書の提出を受け、実質的な確定事務が行われているが、補助金交付規則上の定めがある以上、合規性の観点から、適切に確定事務及びその通知事務をする必要がある。ただし、補助金交付団体数（自治会町内会の数）が多いことから、実務上の効率性を勘案した上で、翌年度の交付決定通知書に、前年度の確定通知の内容を併せて記載する等の方法を検討することが望ましいものとする。少なくとも交付要綱等の上位規則である補助金交付規則の定めを反しない取り扱いとする必要がある。

[措置結果]

(市民局)

地域活動推進費補助金交付要綱を改正し、確定通知書を交付するよう改めました。

4 身近な地域・元気づくりモデル事業補助金

(10) 監査の結果及び意見

①確定通知（監査の結果）

[監査結果]

旭区における「旭区旭北ふる里づくり事業」及び磯子区における「身近な地域・元気づくりモデル事業（子どもの幸せを実現する会）」に関して、確定通知を行って

ない。

[措置結果]

(市民局)

各区で定める補助金交付要綱に基づき適正な事務処理を行うよう各区に周知しました。

6 コラボレーションフォーラム/地域フォーラム補助金

(10) 監査の結果及び意見

①確定通知書がないことについて（監査の結果）

[監査結果]

神奈川区における「神奈川区友・遊・まちづくりフォーラム」に関して、そもそも交付要綱に確定通知書の定めがないため、確定通知書が存在せず、結果として、補助金規則15条に定める補助金等の額の確定通知が行われていなかった。

[措置結果]

(市民局)

平成22年9月13日神地振第906号で神奈川区友・遊・まちづくりフォーラム補助金交付要綱を改正し、第7条で交付額確定通知書により補助金額確定を行うことを決めました。

②交付条件の変更について（監査の結果）

[監査結果]

神奈川区における「神奈川区友・遊・まちづくりフォーラム」にかかる補助金においては、区が交付した交付決定通知書に交付要件が記載されているが、途中で交付条件が変更されたにも関わらず、交付条件変更後の交付決定通知書が作成されておらず、交付条件を満たしていないのに補助金が交付されたような外観を呈している。具体的には、次のような経緯である。当初より、交付条件として「（4）平成20年度コラボレーション「全市フォーラム」で事業報告をすること」とされていたものの、交付決定後、市民活力推進局において、全市フォーラムではいろいろな地域フォーラムの報告をするよりも、特定のものに絞ってより詳しく報告するほうが効果的である等の理由により、全市フォーラムでの報告は求めないこととした。その旨を「神奈川区友・遊・まちづくりフォーラム」終了後、市民活力推進局より神奈川区に連絡したが、既に事業が終了していたため、神奈川区においては、交付決定通知書がそのままとされ、かつ、経緯を示す書面も残っていない。加えて、上述のとおり、最終的な確定通知もなされていない。本来、交付条件が変更された場合には、交付条件が記載されている交付決定通知書を再交付するとともに、変更後の交付条件に基づいて補助金等の確定通知を行う必要がある。

[措置結果]

(市民局)

コラボレーションフォーラムにおける地域フォーラムについては、平成20年度をもって事業終了していますが、今後は市民局と区との事務連絡については、文書等で行

い、行き違いのないように努めます。

補助金等の確定通知については、平成22年9月13日神地振第906号で神奈川区友・遊・まちづくりフォーラム補助金交付要綱を改正し、第7条で交付額確定通知書により補助金額確定を行うことを定めました。

Ⅲ 健康福祉局

2 障害者地域活動ホーム運営費補助金

(10) 監査の結果及び意見

③確定通知（監査の結果）

[監査結果]

確定通知書によると当該補助金は平成21年6月8日に確定している。

しかしながら、剰余金の返還（290,466円）が平成21年5月25日となっており、返還手続きは本来、確定時あるいは確定後に行う必要がある。

[措置結果]

横浜市補助金等の交付に関する規則に沿った手続が行えるよう、各区役所向けに説明会を行うなど周知・指導を徹底しました。今後も継続して適正な事務を遂行できるよう、指導していきます。

④実績報告（監査の結果）

[監査結果]

実績報告が平成21年5月20日に提出されている。しかしながら、当該補助事業の個別交付要綱では40日以内に提出することが求められており、形式的には遅延している。延長も一案であり検討する必要がある。

[措置結果]

事業所は、補助事業の実績報告がなされた後、出納閉鎖の5月末日までに補助金額の確定・精算を行わなければなりません。実績報告書の提出期限を延長することにより、その後のスケジュールが切迫されることが予想されるため、提出期限の延長を行うことは困難です。

よって、要綱に準じた手続が行えるよう事業所への周知・指導を徹底しました。今後も引き続き指導を行っていきます。

5 中途障害者地域活動センター設置費・運営費補助金 及び 6 横浜市地域活動支援センター事業中途障害者地域活動センター型運営費等補助金

(10) 監査の結果及び意見

①精算審査について（監査の結果）

[監査結果]

現状においては、当該精算事務において、もっぱら実績報告書上での審査であり、記載金額等の検証がなされていない状況にある。しかしながら、補助金が3億6千万円（補助額が1か所当たり約1千8百万円と金額的に大きいこともあり、支出等の妥当性は、本来であれば、毎年度、証拠書類と照らし合わせて確かめることが望まし

い。また、補助事業の収支管理の監督は前述の状況報告の中では行えないため、区所管課担当が補助金等精算の審査事務の中で実績報告の検証を行うことが望ましい。

一方、健康福祉局が2年に一度の定期的な監査を行っており、その監査との連携も考えられる。例えば、局の定期監査のスケジュールに合わせて、補助金等の精算審査事務も行うことが考えられる。健康福祉局の監査が2年に一度であればその有無で精算審査事務の強弱をつけ事務の効率化を図ることは可能である。なお、当該補助事業の補助金の使途はほとんどが人件費である。源泉徴収票や社会保険料の領収書等外部からの書類あるいは外部へ提出する書類により検証は難しくないものと思われる。

[措置結果]

平成21年度から毎年、区所管課が実地調査を行うこととしました。また、この中で報告書記載事項の検証を行うこととしました。

②センター施設の賃貸借契約について（監査の結果）

[監査結果]

市は運営委員会委員長との契約でセンターに対して普通財産を貸与している。しかしながら、公有財産使用賃貸借契約の期限が切れている。平成21年度では事業主体がNPO法人に変わっており契約の見直しが必要である。

[措置結果]

契約の本体を平成21年4月1日付けでNPO法人へ変更済みです。

このうえで、公有財産使用賃貸借契約の期間についても、平成21年7月1日付けで契約を延長しました。

通知内容

監査の結果に関する報告に基づいて教育委員会委員長が講じた措置について

第 1 定期監査

平成21年度定期監査結果報告（平成22年 3 月30日監査報告第 6 号）

【重点テーマ 3】現金管理

(4) 金券類の不十分な管理

[監査結果]

【指摘事項】

金券類の管理状況についてみたところ、次のような事例が見受けられた。

については、規則等に基づき適正に金券等を管理するよう改められたい。

ウ 郵券管理簿に受入れを記載しないまま使用のみ記録するなど、切手等の使用状況を把握していなかった。（教育委員会事務局野庭すずかけ小学校）

[措置結果]

郵券管理簿の記載に不備のあった所属において、平成22年 1 月に記載訂正を行いました。

また、定期的な枚数の照合確認として、調査票による点検方法を検討し、その方法により自主点検を実施することで局内の周知徹底を図りました。

第 2 財政援助団体等監査

平成21年度財政援助団体等監査結果報告（平成22年 3 月30日監査報告第 6 号）

適切な施設管理

(2) 物品の不適切な管理《団体に対するもの》

[監査結果]

【指摘事項】

公の施設の指定管理者等が保管・使用している市所有物品の管理についてみたところ、物品管理簿の記載等に次のような不備があった。物品の実態掌握や点検を容易に行うことができるよう、物品管理簿に適切に記載し、管理を行われたい。

オ 横浜都市発展記念館（指定管理者：財団法人横浜市ふるさと歴史財団）で、事業団の物品台帳に記載されているパソコン 7 台、約 165 万円が確認できなかった（いずれも平成14年度取得）。指定管理者の説明によるとパソコンの更新に伴って古いものを廃棄した際に、台帳記載を怠っていたとのことである。（財団法人横浜市ふるさと歴史財団）

[措置結果]

財団では、平成22年 3 月に物品の整理と管理簿の記載訂正を行い、指定管理者が引き継ぐ場合には、適切に対応できるようにしました。

リスクに対応した適正経理（財務報告）

(1) 退職給付引当金の計上誤り《団体に対するもの》

[監査結果]

【指摘事項】

次の財団法人においては、「退職給付引当金」の積算について、会計基準で認められた「簡便法」に基づき、年度末に職員が全員退職すると仮定して期末に職員に支給すべき退職金総額を負債計上することとしている。

そこで、平成20年度決算における退職給付引当金の積算についてみたところ、次のような理由により誤った金額で計上されていたため、会計基準等に基づき適正に計上されたい。

ウ 財団法人横浜市ふるさと歴史財団は、退職給付引当金を約 184万円過少に計上していた。これは平成20年度末現在の給料月額を基にすべきものを、一部職員について平成21年2月に昇任昇格したにもかかわらず、それを加味せずに誤って積算したためである。（財団法人横浜市ふるさと歴史財団）

[措置結果]

財団では、平成22年4月に平成21年度決算における退職給付引当金を適正な額に訂正しました。さらにダブルチェックの強化など再発防止に努めています。

(2) 減価償却額の誤り《団体に対するもの》

[監査結果]

【指摘事項】

平成20年度決算における減価償却額の積算について、次のような誤りがあったので適正に経理されたい。

ア 財団法人横浜市学校給食会における有形固定資産の減価償却について、次のような理由により平成20年度末時点における減価償却累計額を、154,093円過大に計上していた。（財団法人横浜市学校給食会）

(ア) 平成20年度中に購入した取得価格 10万円未満の備品（ノートパソコン 取得価格 94,500円）を、固定資産に計上し減価償却（減価償却額 34,453円）しているものがあつた。

(イ) 冷蔵庫他2品目の償却資産の耐用年数が、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定める年数とは異なっていたため、合計して 122,833円過大に計上していた。

(ウ) 減価償却費はコンピュータで集計しているが、計算式の誤りのためレーザープリンタの平成20年度減価償却額が 3,193円過少に計上していた。

[措置結果]

財団法人横浜市学校給食会は、有形固定資産の減価償却額を、平成21年度決算において適正に会計処理し、平成21年度事業報告・決算書に適正に計上、表記を行いました。（平成22年3月31日に会計処理を行いました。）

財団法人横浜市学校給食会は、減価償却額等の決算整理事務において、経理責任者に

よる再確認を行いました。（平成22年3月31日に再確認し、会計処理を行いました。）
また、今後も経理責任者による再確認を行い、再発防止策を行う事としました。

その他指摘事項

(1) 人件費の不適切な経費配分〈団体に対するもの〉

[監査結果]

【指摘事項】

公益法人の経理にあたっては、指定管理業務や物販・駐車場運営など収益事業と、市民相談・啓発事業など公益事業を適切に区分する必要がある。人件費など共通する経費については、従業員の業務割合など合理的な基準に基づき案分して配分する必要がある。

各団体の配分について以下のような事例が見受けられたため、適切な経費配分を行うよう改められたい。（財団法人横浜市ふるさと歴史財団）

イ 財団法人横浜市ふるさと歴史財団では、開港資料館・総務課兼務の係長の人件費が全く指定管理事業で経費負担されていないなど、従業員の業務割合と経費配分がかい離していた。

[措置結果]

財団では、総務課人件費について平成22年4月1日の人事異動に合わせて、合理的な基準で配分するように改めました。

(2) 委託事業の履行管理の不徹底〈所管局に対するもの〉

[監査結果]

【指摘事項】

教育委員会事務局は、横浜市八聖殿郷土資料館と史跡の管理運営や港北ニュータウン文化財整備について、財団法人横浜市ふるさと歴史財団に「平成20年度文化財業務委託事業（契約金額 86,735,000円）」を委託しており、同財団が提出した実施報告についてみたところ、以下の改善すべき2つの事例が見受けられたので、適切に事務処理をされたい。（教育委員会事務局文化財課）

ア 港北ニュータウン埋蔵文化出土品の整理業務は、港北ニュータウン開発に伴う出土品等を整理し報告書の作成のため、終了までに複数年を要する業務である。当該業務については、上記委託に含め、単年度ごとに金額を定めている（決算額 14,467,620円）。

同財団から提出された実施報告には整理内容や事業の進捗よくについての記載がなく、事業の進捗状況が不明であり当年度の履行内容が確認できなかった。

イ 横浜市八聖殿郷土資料館の管理運営業務（決算額 4,536,025円）の仕様書には、「館報の編集・発行・発送」及び「資料目録の編集・発行」となっているが、契約変更を行わず、実際は歴史講座を開催していた。

なお、平成21年度においても同様の内容で委託を行っているが、「館報の編集・発行・発送」及び「資料目録の編集・発行」は実施していなかった。

(写真略)

[措置結果]

ア 文化財課では、平成22年3月に事業の進捗状況や整理内容等が確認できる実施報告にするように、財団を指導しました。

イ 文化財課では、平成22年2月に、仕様書の内容を現状に合うように変更しました。

(5) 経理規程に反する随意契約《団体に対するもの》

[監査結果]

【指摘事項】

財団法人横浜市学校給食会及び財団法人横浜市ふるさと歴史財団では、それぞれの経理規程により随意契約に関する規定を設けているが、次のように規程に反する事例があった。

については、規程に基づく契約事務の取扱いを徹底されたい。

ア 随意契約の要件を満たさないものが19件あった。（財団法人横浜市学校給食会）

イ 随意契約について、必要とされる2者以上からの見積りによらず、1者からの見積りで契約しているものが2件あった。（財団法人横浜市ふるさと歴史財団）

[措置結果]

(財団法人横浜市学校給食会)

財団法人横浜市学校給食会は、随意契約締結等の要件について経理規程を改正し、規定に基づく契約事務の取扱いを徹底し、契約の適正化を図りました。（平成22年2月3日改正）

(財団法人横浜市ふるさと歴史財団)

財団では、随意契約の規定についての取扱いが一部不徹底な点がありましたので、平成22年3月に再度、財団内部で随意契約の規定についての厳正な取扱いをするように周知・徹底しました。

(9) 設備修繕の未実施《所管局に対するもの》

[監査結果]

【指摘事項】

教育委員会事務局では、財団法人横浜市ふるさと歴史財団に「平成20年度文化財業務委託事業（契約金額 86,735,000円）」を委託する中で、県指定史跡市ケ尾横穴古墳群の保存・公開に関する業務を行っている（決算額 5,912,799円）。

同古墳には横穴内見学のためセンサ感知式の照明設備を設置しているが、湿気等により長年（詳細不明）点灯不能で見学に支障がある状況となっている。なお、この間、業務委託は継続し、使用量のない電気基本料金のみを支払っている。

教育委員会事務局によると、予算措置を行って同設備の修繕を行う考えはあるものの、今日まで実施には至っていない。

については、修繕の実施を含めた施設管理のあり方について検討されたい。（教育委員会事務局文化財課）

(写真略)

[措置結果]

文化財課では、平成22年2月～3月にかけて、施設管理のあり方について検討しましたが、改修方法や経費などの問題があり、早急な改修は困難であると判断しました。

第3 行政監査

平成20年度「市民の目」監査（行政監査）結果報告（平成21年4月20日監査報告第1号）

8 環境教育の取組

「横浜教育ビジョン推進プログラム」に沿った環境教育の着実な推進について

[監査結果]

【指摘事項】

横浜市における環境教育の取組は、目標や取組方針を平成18年度に「横浜教育ビジョン」及び「横浜教育ビジョン推進プログラム」で定めている。

この推進プログラムでは、平成19年度までに各小中学校で環境教育の全体的な計画等を作成することとなっているが、横浜市立の小学校の32%、中学校の42%で作成されていなかった。全小中学校で計画を作成するなど、推進プログラムを着実に推進する必要がある。（教育委員会事務局小中学校教育課）

[措置結果]

平成21年11月18日開催の教職員向け環境教育研修会で再度環境教育全体計画の作成・見直しの周知徹底を図りました。

また、平成22年5月に全小中学校が環境教育全体計画を学校経営計画に掲載しました。

これにより、小中学校の環境教育全体計画の作成率は100%となりました。